

FWEAP

Foundation for the Welfare and
Education of the Asian People

公益財団法人アジア福祉教育財団



2025.2

第48号

ウクライナ避難民の今

特集 補完的保護制度

- 1 補完的保護対象者の
認定制度の創設による
人道的保護の取り組み

出入国在留管理庁 長官 丸山 秀治

- 2 補完的保護対象者
定住支援プログラム
第1期生の声

- 3 日本とEUの
補完的保護制度の
比較検討

国際基督教大学 教養学部
アーツ・サイエンス学科 准教授 橋本 直子

学習まんが
母なる河の辺りに
45年を経て祖国へ帰国する
ラオス難民

アジア福祉教育財団
一年の事業報告



この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



2025.2.

第48号

目次

Contents

外国をルーツに持つ人々を日本社会へ包摂するために……………	1
挨拶に代えて	
公益財団法人アジア福祉教育財団 理事長 藤原 正寛	

特集

補完的保護制度

① 補完的保護対象者の認定制度の創設による 人道的保護の取り組み 出入国在留管理庁 長官 丸山 秀治	5
② 補完的保護対象者定住支援プログラム第1期生の声	9
③ 日本とEUの補完的保護制度の比較検討 国際基督教大学教養学部アーツ・サイエンス学科 准教授 橋本 直子	10

学習まんが ^{メコン} ^{ほと} 母なる河の辺りに……………	16
～45年を経て祖国へ帰国するラオス難民 レック・シンカムタン	

第45回 日本定住難民とのつどい……………	28
-----------------------	----

第1部

表彰式典……………	29
-----------	----

受賞者紹介

・[難民定住者等] 吉田優斗、吉田真由美……………	30
・[難民雇用事業主] 前田鐵鋼株式会社 代表取締役 前田利裕……………	31
・[支援団体] 草加商工会議所 会頭 野崎友義……………	32

共催者挨拶・来賓祝辞・祝電の紹介……………	33
-----------------------	----

第2部

難民定住者との意見交換会……………	37
『難民コミュニティと地域とのつながり』	

ファシリテーター = NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事 土井佳彦

◇事例発表

・アベベ サレシラシェ アマレ ((特活) アディアベバ・エチオピア協会 理事)……………	38
・山本徳太郎 (鷺宮西住宅自治会 会長)……………	39

◇グループ共有の内容紹介……………	40
-------------------	----

●難民コミュニティ間の交流会……………	41
●難民コミュニティ団体への資金援助……………	42
●難民の支援団体への資金援助……………	44

第2回 アジア諸国福祉関係者 特別招聘……………	46
招聘事業の刷新と再開について	

藤田医科大学 教授・保健衛生学部長 アジア福祉教育財団 福祉政策担当アドバイザー
堀江 裕

●2024年 難民事業本部 (RHQ) 難民支援事業報告……………	50
●2024年 財団の活動……………	54
●ご芳情とご支援……………	55
●機構図、役員等名簿……………	56



外国をルーツに持つ人々を 日本社会へ包摂するために

— 挨拶に代えて —

公益財団法人アジア福祉教育財団
理事長

藤原 正寛

今号は「補完的保護制度の創設」特集号です。といっても、多くの読者は補完的保護制度に馴染みがないかもしれません。そこで以下、簡潔にこの制度の概要と制度創設の意義を説明してみます。ただ私個人としては、難民の定義を拡大して補完的保護制度を創設したことは日本の難民政策の大きな前進だと考えますが、もう少し視野を広げて外国人材受け入れという視点から考えると残された課題も多いと考えます。そこで、現在の日本の外国人材受け入れ制度の潜在的問題点について私個人の考えを説明し、現在計画中の当財団事務局が目指す中長期計画案について述べてみたいと思います¹。

難民・避難民と補完的保護制度

2023年に国会で可決成立した「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」）改正に伴って補完的保護制度が導入されました。読者の中には、「日本定住が認められる（条約）難民の数が毎年3桁に届くかどうかで、国際的に厳しすぎる。人権や人道の視点からもっと認定数を

増やすべきだ」という意見をお持ちの方やそのような意見を目にした方も多いと思います。他方、2022年2月に始まるロシアによるウクライナ侵攻を機に我が国はウクライナからの避難民を受け入れてきており、2024年10月末の受け入れ総数は2,718人に及びます。与野党合意ができず入管法改正が遅れたために避難民という名前で受け入れられましたが、補完的保護制度はウクライナ避難民を含む概念だと考えるのが適当でしょう。

厳密な定義は、本号に所収されている丸山秀治出入国在留管理庁長官と橋本直子国際基督教大学准教授のそれぞれの寄稿文にお任せしますが、一言でいうと次のように整理するのが分かり易いのではないかと思います。日本が受け入れてきた難民は、インドシナ難民と第三国定住難民を除くと、基本的には第二次大戦後の1951年に採択された難民条約²に基づいています。問題は、70年前に採択されたこの条約での難民の定義は極めて狭く、母国に帰ると「条約で規定された限定的な要件に基づく迫害のおそれ」

¹ 本稿の作成にあたって帝京大学の伊藤寛専任講師と当財団の鈴木功氏にご助言を頂きました。深く感謝します。とはいえ、この文章の内容や残された誤りの責任は、藤原個人だけが負うものです。

² ここでいう難民条約は、厳密には「難民の地位に関する1951年の条約」と「難民の地位に関する1967年の議定書」を合わせたものを指しています。

がある³ことを証明できる人だけが（条約）難民として認定されます。しかし、21世紀に入ってから民族・宗教対立による国内紛争や政治思想に基づくテロ活動が世界的に増加し、これらの戦火・暴力から、あるいは強権権力による弾圧を逃れるために、故郷や母国を逃れる人（避難民）が急増しました。これらの方々は上記の限定的な要件に基づく迫害のおそれという条件を満たしてはいませんが、人権・人道上国際的に保護されるべきだという考えが広まり、欧米諸国では紛争・暴力・弾圧から逃れた避難民⁴も難民に含めることが一般的になってきました⁵。

補完的保護という概念は、従来難民条約上の難民の定義に合致する人だけしか難民として受け入れないという頑なな姿勢を維持してきた日本政府が漸く世界の常識を取り入れ、ウクライナ避難民のような難民条約の要件を満たさない（国外）避難民の方々も日本に定住できるよう、入管法を改め定住対象を拡大するために導入した概念です。2023年12月からは補完的保護対象者の認定が始まり、ウクライナ避難民のうちの希望者がこの対象者として認定され始めています。

入管法改正によって定住者を避難民あるいは補完的保護制度の対象者にまで拡大したわけですが、戦後80年経ってもこの間に我が国が受け入れてきた難民的背景を持つ定住者の総数は、ウクライナ避難民や人道的配慮に基づく在留許可者を入れても、僅か19,071人でしかありません。この数は、2015年のシリア難民危機に際してドイツがたった1年間に受け入れた100万人という数字とはとても比べ物になりません。UNHCRによれば、2023年末現在で世界で避難を余儀なくされた人の総数は1億1,730万人、国内避難民を除いても4,900万人に上ります。また、最も難民を受け入れている国はイラン（380万

人）、トルコ（330万人）、コロンビア（290万人）、ドイツ（260万人）、パキスタン（200万人）であり、ドイツを除けば難民発生国の近隣に存在する国が如何に多くの難民を引き受けているかを示しています。

人手不足とその他の入管法改正

さて2023年度のみならず、近年入管法は何回か改正されました。これらの改正の主要な目的は単純労働を行う外国人労働者の受け入れの仕組みの転換にあります。ご存じのように現在の日本では急激に少子化・高齢化が進んでおり、人口減少に伴って労働力不足が急激に進んでいます。ここ数十年間、労働人口の減少を女性の社会進出と定年退職者の就業継続で補ってきた日本ですが、これらはそろそろ限界に来ています。今後の労働力不足を補うためにはロボットや人工知能（AI）に加えて、外国人材の活用を考える必要があると考えられます。実は実態としての外国人の活用は急速に進んでいて、2023年末の（特別永住者を除いた）在留外国人総数は313万人と、コロナ前の2019年末の262万人から2割近く、特別永住者制度ができた1992年末の48万5千人の6.5倍へと増加しており、今や日本は外国人定住者数で世界のトップ10に入るほどになっています。しかし他方では、トラック運転手や介護人材をはじめ、労働者が大幅に不足していて経営者の悲鳴は絶えません。小中学校の義務教育や大病院の診療・手術は、膨大な仕事を限られた人数でさばくことを要求され、教諭や勤務医の超過勤務や夜間宿直をはじめとした激務によって支えられています。過重労働をなくし労働者不足を補うために、働く意欲のある外国人の方々に助けてもらうべき時期に来ています。

このような事情を背景に行われたのが2018・

3 正確に言えば、「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする」です。

4 ウクライナ避難民が分かりやすい例でしょう。

5 こう定義した世界の難民総数は2010年の4,100万人（世界総人口の0.6%）から23年には1億1,700万人（同1.4%）に急増しています。なお避難民を、国境を越えて避難した国外避難民と国内にとどまる国内避難民に分けることも多く、注意が必要です。

2023・2024年度の入管法改正です。2023年度改正は既に述べたように、ウクライナ避難民のように真に保護すべき方々をより確実かつ迅速に保護するための補完的保護制度の導入で、2023年12月から対象者の認定が開始されました。他方、2018年度と2024年度改正の目的は技能実習生制度に代表される外国人労働者の受け入れ体制の不備を是正し、受け入れを拡大することでした。欧米諸国が今まで行ってきたように、紛争や暴力のために母国を逃れ定住先を探している人々に日本に定住し就労していただくことは、人権人道の視点からも望ましいことです。とりわけ明治維新から第二次世界大戦直後までの貧しかった日本は、大量の国民を北米や中南米に移民として移住させ飢餓から逃れることができました。移民を受け入れてくれた諸外国があったからこそ、今の日本の繁栄があるのです。不況やデフレから漸く抜け出しつつある日本は、今度は困窮している外国人を受け入れる人道上の義務もあるのではないのでしょうか。

受け入れのアフターケアと 財団事務局の取り組み

難民・移民の問題は、日本政府が「いわゆる移民政策をとらない」という政策をとっていることもあり、主に1980-90年代に受け入れた総

計1万人を超えるインドシナ難民を除けば、年間2桁程度の受け入れにとどまってきました。とはいえ最近では、ウクライナへのロシアの軍事侵攻を受けて日本に受け入れた3千人近くのウクライナ避難民や、アフガニスタンから脱出した日本大使館の現地採用職員や家族、JICA事務所の現地採用職員や家族併せて数百人を条約難民として受け入れるなど、徐々に拡大しています。冒頭に述べた補完的保護制度の導入も含めて、少しずつ国際基準の難民受け入れに近づきつつあると言えるでしょう。人権人道の観点からも人手不足緩和の側面からも、難民や補完的保護対象者をはじめ外国人材をもっと積極的に受け入れることは、我が国の国益に資するところが大きいと考えます。

他方、移民政策をとらないという原則で外国人労働者を受け入れて問題が起こった例として、第二次世界大戦後の20世紀末までのドイツがあります。大戦での敗戦と東西両ドイツへの分割を経て労働者不足に陥った当時の西ドイツは、経済成長を支えるために大量の外国人労働者をトルコをはじめ東欧や南欧から受け入れました。ガストアルバイターと呼ばれる短期労働者として受け入れられた彼らの在留期限は数年間で、家族帯同も認められていませんでした。西ドイツの順調な経済成長とそれに伴う企業側の要請



による法改正もあり、1970年代には長期定住が増え、家族呼び寄せや結婚・出産を通じて大量のトルコ人が集住する地域ができました。問題は「ドイツは移民国家ではない」という建前の下、彼らがドイツ語の教育もされず集住し、国民との接触が薄かったことです。その後、ベルリンの壁の崩壊とそれに伴う所得格差の大きかった東西ドイツの統一がもたらした景気悪化もあり、トルコ人労働者は高い失業率に苦しみました。1990年代末に本格的に統合政策が始まりドイツ語の習得が義務付けられましたが、トルコ人集住地区に住めばドイツ語が分からなくとも生活可能で、統合が進まないままドイツ国民との相互不信が進み、それもあって極右勢力による外国人排斥の動きが強まることになりました。

このように、外国人を定住可能な形ではなく単なる一時的な労働者として受け入れると、外国人と自国民との軋轢や対立を生み、外国人排斥などの動きにつながりかねません。イタリア人労働者のスイスへの受け入れが引き起こした同様の問題を評して作家マックス・フリッシュが述べた言葉として、「我々は労働者を呼んだが、やってきたのは人間だった」という有名な言葉があります。人間としてではなく単なる労働力として外国人材を受け入れると、家庭もな

く社会から孤立した生活を強制することになり、かえって犯罪を誘発したり受け入れ国への反発を生み出したりすることになります。

人手不足解消の対策として外国人材を受け入れることは必要なことですが、受け入れる際には彼らが受け入れ国の社会から疎外されないよう、日本語や日本の制度や社会の仕組みを理解し、しかも自国の文化を大切にしつつ、居住する地域社会との交流を通じて日本社会の一員として生活していく意識を持てるよう、受け入れ側の環境を作ることが大切です。このような受け入れ態勢は「包摂 (inclusion)」と呼ばれています。実は2020年、新型コロナウイルスの蔓延のために日本と母国間の往来ができなくなった時、日本でも多くの外国人労働者が職を失い、母国にも帰れず路頭に迷いました。この時彼らが頼った先の一つが、母国を同じくする難民定住者のコミュニティでした。かつて日本が彼らを難民として温かく受け入れたからこそ、難民定住者たちが困難に直面している母国からのニューカマーを助けようと結束したのです。当財団ではこの時の経験を基に、難民定住事業を政府から受託している当財団難民事業本部 (RHQ) の事業を補完するために、財団の独自財源を使って外国にルーツを持つ定住者を日本社会に包摂することに資する活動をこれからの事業の中心に据えることを計画しています。当面は特に、外国をルーツに持つ人々の日本社会への包摂に貢献する難民コミュニティに対する支援を事務局の中核事業にする予定です。

読者の皆様のご指導やご支援を頂ければ幸いです。

藤原 正寛

Profile

公益財団法人アジア福祉教育財団理事長、東京大学名誉教授。
1947年、東京生まれ。東京大学経済学部卒業。米国スタンフォード大学経済大学院修了 (Ph. D.)。ペンシルバニア大学客員講師、イリノイ大学助教授を務めた後、横浜国立大学助教授、東京大学大学院経済学研究科・経済学部助教授、同教授、流通経済大学経済学部教授、武蔵野大学経済学部教授等を歴任。この間、ペンシルバニア大学、スタンフォード大学、テルアビブ大学などの客員教授、日本経済学会会長、日本応用経済学会会長を務める。2015年6月から現職。



補完的保護対象者の 認定制度の創設による 人道的保護の 取り組み



出入国在留管理庁 長官

丸山 秀治

Profile

1987年法務省入省、法務省
入国管理局審判課長、入国在
留課長、出入国在留管理庁在
留管理支援部長、出入国管理
部長を歴任。出入国在留管理
庁次長を経て2024年7月か
ら現職。

世界の難民情勢と我が国の難民受入れについて

我が国は、1981年に「難民の地位に関する条約」（難民条約）、1982年に「難民の地位に関する議定書」に順次加入し、同条約・議定書上の難民に該当する方々を難民として認定し適切な保護を行ってきました。

世界の難民情勢を見ると、シリア人など100万人を越す難民・移民が欧州諸国に流入した2015年の欧州難民危機以降、2021年にはミャンマーにおける国軍のクーデターやアフガニスタンにおけるタリバンの首都制圧、2022年にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻、2023年のスーダンにおける軍事衝突などにより、多数の難民・避難民が発生し、世界の難民・避難民の数は1億人を越え、なおも増加を続けています。このように、世界の難民をめぐる状況は、第二次世界大戦以降最多の難民・避難民が発生する厳しい状況になりました。こうした国際情勢を受け、我が国においても難民・避難民の方々に対する国民の関心が高まっていると感じます。

補完的保護対象者の認定制度の創設について

出入国在留管理庁に対しては、かねてより、難民条約上の難民に該当しないものの保護の対象とすべき方を明確にし、より安定した在留上の地位を与えるべきとの意見が寄せられてきました。また、2014年には難

民認定制度に関する専門部会（注1）からも、難民条約上の難民に該当しないと考えられる場合であっても、我が国として国際的に保護の必要がある者に入管法体系の中で待避機会としての在留を許可するための新たな枠組みを設け、保護対象を明確化すべきとの提言がされました。

難民条約上の難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもののことをいいます（図1）。

従前、出入国在留管理庁では、難民条約上の難民に該当しない人であっても、本国情勢等の個別の事情を踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には、本邦への在留を認めてきました。例えば、ウクライナから我が国に避難してきた人々には、本国情勢等を踏まえ、個々に置かれた状況等にも配慮しながら、その希望等に応じ、「特定活動」（1年）の在留資格を付与し、在留を認めることとしました。

こうした対応は、法務大臣の裁量による措置であり、真に保護を必要とする方々をより確実に保護するためには、それに適した制度を設けることが望ましいことから、難民条約上の難民に該当しないものの、紛争からの避難民等の人道上、真に保護すべき方々をより確

実かつ迅速に保護するために補完的保護対象者の認定制度を創設することとしました。

補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者で、難民の要件のうち、迫害を受けるおそれのある理由が「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見」という難民条約上の5つの理由であること以外の全ての要件を満たすもののことをいいます（図2）。一般論として申し上げれば、戦争・紛争等に巻き込まれて命を落とすおそれがあるなど、迫害を受けるおそれがあるものの、迫害を受ける理由が難民条約上の5つの理由に該当しない方について、補完的保護対象者として認定することを想定しています。

補完的保護対象者の認定手続等について

2023年6月9日、第211回通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」が成立し、同年12月1日に同法の一部が施行され、補完的保護対象者の認定制度が開始されています。以後、難民・補完的保護対象者認定手続において、難民認定申請をした者については、難民不認定処分をする場合に、申請者が補完的保護対象者に該当すると認められるときは、

補完的保護対象者と認定することができることとしています。すなわち、難民認定申請手続の中で、双方の該当性の審査を受けることができるため、難民又は補完的保護対象者の認定を求める場合には、難民認定申請を行っていただきますが、補完的保護対象者の認定を求める場合には、補完的保護対象者の認定申請を行うことで足ります。

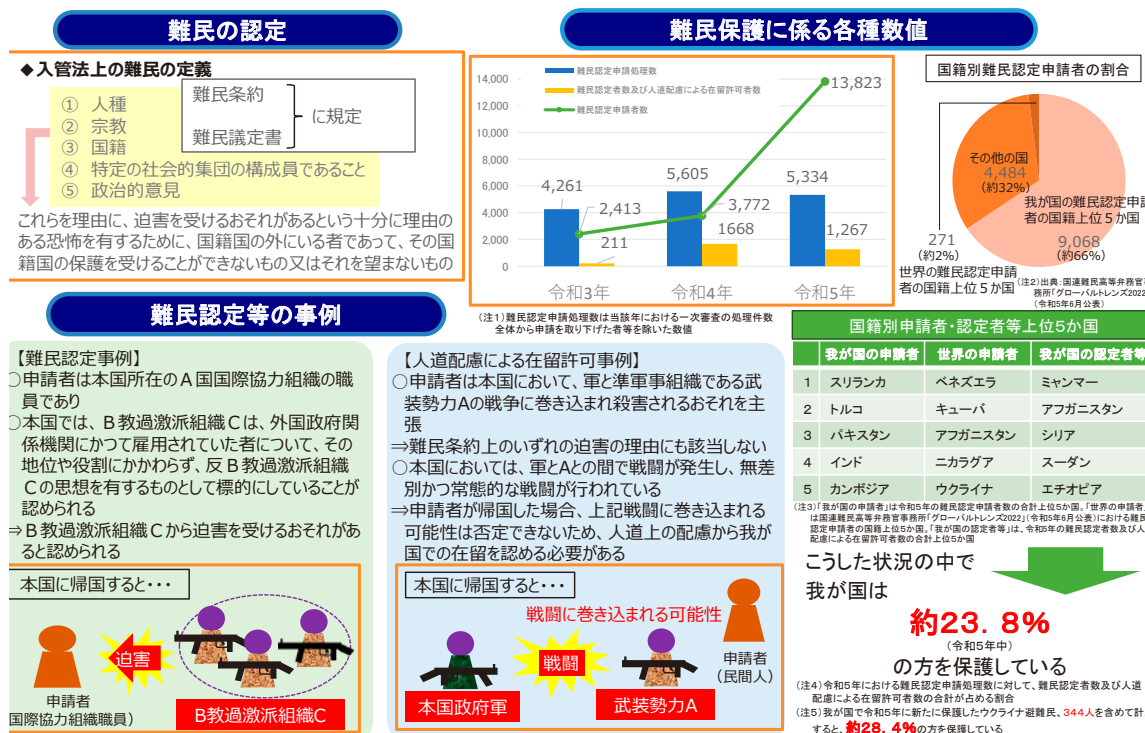
補完的保護対象者認定手続においては、難民認定手続と同様に、申請者本人の供述や提出資料、出身国等に係る客観的情報等に基づき、個々の具体的事情を考慮して、申請者ごとに補完的保護対象者に該当するか否かを判断しています。

なお、補完的保護対象者の認定制度については出入国在留管理庁のホームページで案内しており、当該ページは自動翻訳機能を通じて100言語以上での閲覧が可能となっています。

補完的保護対象者が享受できる権利又は利益について

補完的保護対象者と認定された場合には、その安定的な在留を図るため、原則として「定住者」の在留資格を付与するなど、難民条約上の難民と同様に保護することとしています。また、補完的保護対象者と認定された場合に享受できる権利又は利益として永

図1 我が国の難民保護



住許可の要件の緩和があります。在留資格を有する外国人が永住許可を受けるためには、

- (1) 素行が善良であること
- (2) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

の2つの要件を満たし、かつその者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされています。しかし、補完的保護対象者の認定を受けて在留する外国人は、このうち(2)の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができます。

このように、補完的保護対象者の認定制度が創設されたことで、難民条約上の難民には該当しないものの、紛争避難民など真に保護を必要とする方々がより安定的に我が国に在留することが可能となるとともに、制度的な裏付けのある支援を行うことも可能となりました。

補完的保護対象者への支援について

補完的保護対象者に対する支援については、2023年12月1日に難民対策連絡調整会議（注2）の決定に基づき、難民条約上の難民と同様に572時限（1時限45分）の日本語教育や120時限（同上）の生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供する

など、我が国での自立に向けた支援を行うこととしています（図3）。

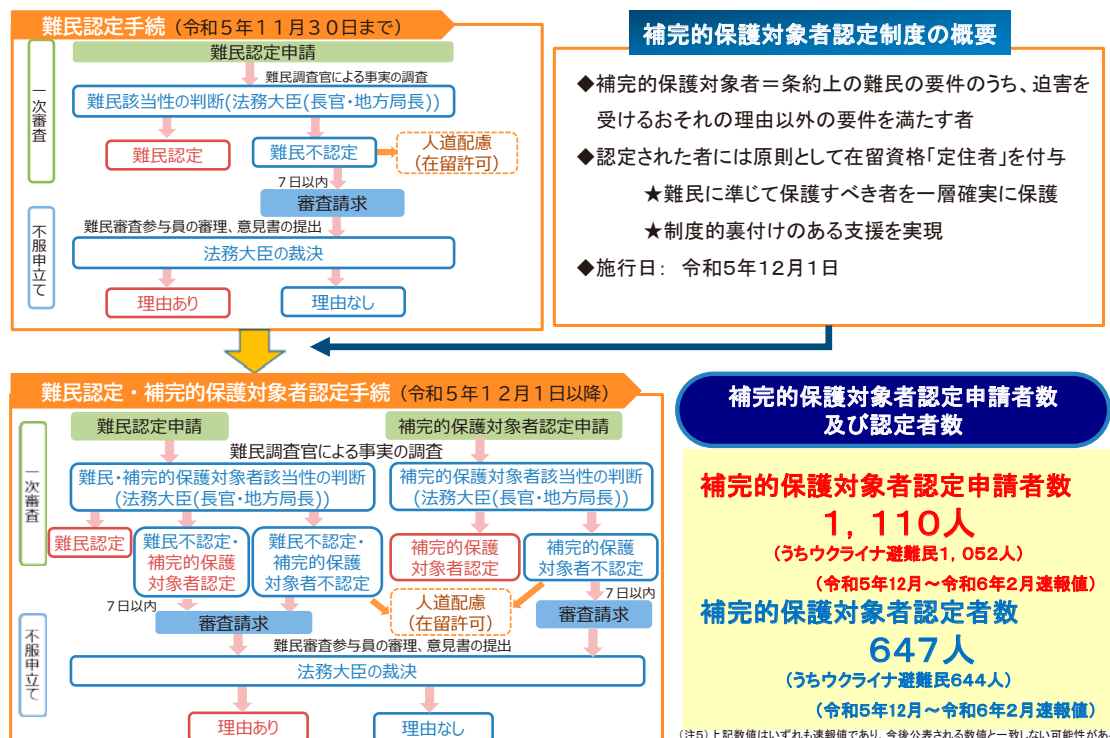
この「定住支援プログラム」については、これまで政府として実施してきた、難民条約上の難民及び第三国定住難民向けのものと同様に、「公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）」に委託させていただいております。補完的保護対象者に対する定住支援プログラムの内容等は、出入国在留管理庁ホームページや地方出入国在留管理官署における情報提供のほか、RHQのホームページで公表されています。

定住支援プログラムの開催時期は毎年4月、10月（夜間コースは4月開催のみ）で、通所又はオンラインで受講できます。第1回の定住支援プログラムは、2024年4月15日に開始されました。定住支援プログラム受講中の支援としては、RHQに、補完的保護対象者宿泊施設の提供や生活支援を行っていただいております。さらに、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供も行われます。

ウクライナ情勢を踏まえた避難民の受入れ・支援等について

補完的保護対象者の認定制度に関連して、我が国におけるウクライナ避難民の受入れ・支援等について

図2 補完的保護対象者認定制度の創設



も御紹介します。

2022年2月、ロシアがウクライナに軍事侵攻したことに伴い、ウクライナから多数の避難民の方々が周辺国への避難を強いられました。このような情勢の下、同年3月2日に内閣総理大臣が、ウクライナから第三国に避難した方々の我が国への受入れを進めていくことを表明し、以降、我が国では、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきました。我が国におけるウクライナ避難民の方々に対する支援については、国際社会と協調し、ウクライナが瀕する危機的状況を踏まえた緊急措置として行ってきたものですが、補完的保護対象者の認定制度の創設後は、補完的保護対象者の認定制度を活用した支援を行っています。

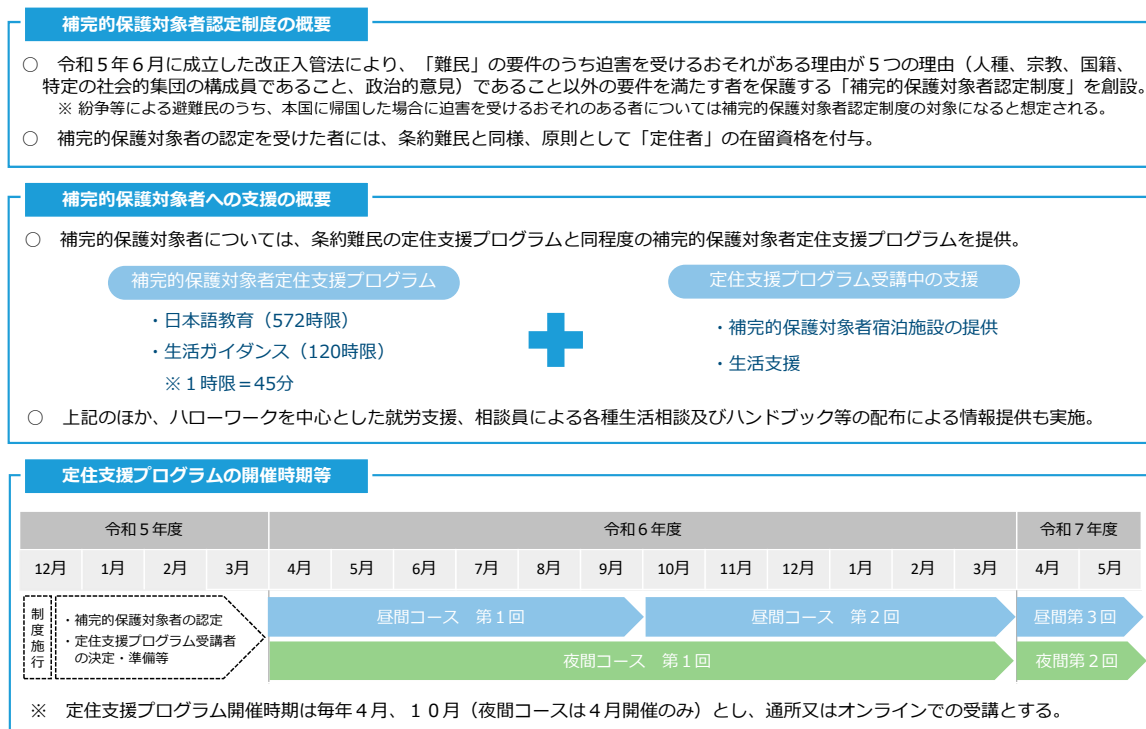
補完的保護対象者の認定者数等について

最後に、補完的保護対象者の認定者数等について御紹介します。

2023年12月1日から2024年2月末までの制度開始当初3か月間の補完的保護対象者認定申請者数（速報値）は、1,110人（一次審査のみ）となっており、その国籍の内訳は、ウクライナ1,101人、ロシア5人、ウズベキスタン、英国、シリア及びスリランカが各1人となっています。また、2023年12月1日から2024年2月末までの補完的保護対象者認定者数（速報値）は、647人（一次審査のみ。また、難民認定申請の結果、補完的保護対象者と認定された者を含む）となっており、その国籍の内訳は、ウクライナ644人、スーダン3人となっています。

出入国在留管理庁としては、引き続き、国際情勢を注視しつつ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などの関係機関と協調しながら、補完的保護対象者の認定制度を適切に運用し、紛争避難民等の真に保護すべき方々を確実に、迅速かつ安定的に保護するとともに、補完的保護対象者が適切な支援を受けられるよう取り組んでまいります。

図3 補完的保護対象者への支援



（注1）難民認定制度に関する専門部会。2013年10月から2014年12月まで、「第6次出入国管理政策懇談会」の下に設置。難民認定制度に関する専門部会からは、次の各論点につき様々な提言があった。

- ・保護対象の明確化による的確な庇護
- ・手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定
- ・認定判断の明確化を通じた透明性の向上
- ・認定実務に携わる者の専門性の向上

（注2）難民対策連絡調整会議。難民をめぐる諸問題について、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため、事務の内閣官房副長官を議長、内閣官房副長官補を副議長、関係省庁の局長級等を構成員として、2002年8月に設置された会議体。

補完的保護対象者定住支援プログラム 第1期生の声

補完的保護対象者の認定制度が創設されたことに伴い、RHQは政府委託の下、補完的保護対象者と認定された人に対する「定住支援プログラム」を実施しています。

定住支援プログラムは2024年4月に開始され、8月現在で第1期生107名が、日常生活に必要な日本語力を身に付ける日本語教育、日本の社会制度や生活習慣等を学ぶ生活ガイダンスを学んでいます。その中から4人のウクライナの方に、プログラムの感想や今後の日本での生活についてお話を伺いました。

話してくれたのは

ジェーニャさん(男性26歳 近畿地方在住)
ナザリさん(男性18歳 関東地方在住)
セルフィさん(男性68歳 関東地方在住)
リユーバさん(女性38歳 関東地方在住)

1 在留資格が「特定活動」から「定住者」に変わり、違いを感じますか？



ジェーニャさん

補完的保護対象者の認定を受けて定住者5年の在留資格に変わったことで、できる仕事の範囲が広がり、仕事を探しやすくなった。

定住者のステータスを持っていると利用できるサービスがある。例えばハローワークでの講座受講などをこれから利用したい。



ナザリさん

2 4月からRHQセンターで日本語教育と生活ガイダンスの授業を受けていますが、この授業を受けて良かったと思うことは何ですか？



セルフィさん

ネットで調べても出てこない情報を、生活ガイダンスで知ることができた。まだ実践する機会はないが、ここで学習したことを活かす時が必ず来ると思う。

全国のウクライナ人と知り合いになり、交流ができたこと。今、自分が住む大阪でもウクライナ人コミュニティができている。横のつながりができたことが良かった。



ジェーニャさん



リユーバさん

これまで単語の勉強はしていたが、その単語を文章や日常会話でどのように使用するのかわからなかった。今はそれを知ることができたので、日本語力が向上していると感じる。

3 9月27日にはセンターを卒業します。これからの生活はどうされますか？



ジェーニャさん

ウクライナに帰るかどうかは、今はまだ決められる状況ではない。これまでは昼間はRHQの勉強、夜に仕事をしていたが、これからは昼間の仕事に就いて、自分のペースで日本語の勉強を続けていきたい。

ハローワークと提携している日本語学校でビジネス日本語勉強し、ハローワークからの奨学金を利用して、PCスキルを身に付けて、日本で仕事に就きたい。



リユーバさん

日本とEUの 補完的保護制度の 比較検討



国際基督教大学教養学部
アーツ・サイエンス学科
准教授

橋本 直子

Profile

オックスフォード大学院難民学修士号、ロンドン大学国際人権法修士号、サセックス大学政治学博士号取得。
外務省、国際機関（UNHCR、IOM）勤務などを経て、2021年から出入国在留管理庁難民審査参与員、2024年4月から現職。

1 はじめに

2023年6月に可決・成立したいわゆる「改正入管法」に従い、2023年12月1日から補完的保護制度が日本でも新たに導入されました。日本で公的文書の中で「補完的保護」が最初に提案されたのは、2014年12月に第6次出入国管理政策懇談会の「難民認定に関する専門部会」が発表した「難民認定制度の見直しの方針に関する検討結果（報告）」においてです。この検討結果の「提言I：保護対象の明確化による的確な庇護」は、明示的に「欧州連合の国際的保護に関するルールであるEU資格指令」を事例として引用しつつ、補完的保護制度の導入を提案しました。そこで本稿では、EUの補完的保護に焦点をあてて、日本の制度と簡単に比較検討してみたいと思います。

その前提として一つ確認しておきたいのが、世界には必ずしも統一された補完的保護制度があるわけではない、ということです。EUについては後半で詳しく見ますが、例えばアメリカでは、補完的保護と明示的に銘打たれた制度はなく、基本的に「送還すると拷問されるおそれがある者」が対象と解されています。カナダではもう少し広く、「送還すると、拷問か、生命の

危険か、残虐かつ異常な処遇または処罰に遭う者」と定義されています。オーストラリアでは、「生命の恣意的剥奪、死刑、拷問、残虐または非人道的処遇や処罰、品位を傷つける処遇や処罰」としています。このように各国・各地域が採用している様々な補完的保護を、世界的な難民法学者（Jane McAdam）は以下3つのカテゴリーに分類しています。

- (1) 蒙るおそれのある危害が、難民条約で定められた「迫害」のレベルに達しない場合
- (2) 迫害のおそれはあるが、その理由が難民条約上の五つの事由に繋がっていない場合
- (3) 何らかの国内法上の取極めにより難民条約上の難民の地位を享受できない場合

今般、日本で導入された補完的保護は上の(2)に当てはまるでしょう。

またもう一点確認しておきたいのが、EUの補完的保護政策も度重なる見直し作業を経てきている、ということです。最初に補完的保護制度が明示的に打ち出された（通称）「資格指令」（Qualification Directive）¹ は2004年に採択されましたが、2011年に改訂版が採択され、さらにいわゆる「欧州難民移民危機」を経て、2024年5月に資格規則（Qualification

¹ 正式名称は「COUNCIL DIRECTIVE 2004/83/EC of 29 April 2004 on minimum standards for the qualification and status of third country nationals or stateless persons as refugees or as persons who otherwise need international protection and the content of the protection granted」

Regulation)² が採択されました。本稿執筆時点は、その最新の資格規則を2年ほどかけてEU加盟国（ただしアイルランドとデンマークを除く）が国内法制度に反映させる作業の最中です。よって本稿執筆時では、新資格規則の内容が、実際にEU加盟各国の国内法制度にどのように反映され実施されていくのか、まだ不明瞭な段階であることには留意が必要です。

なお、日本の補完的保護の対象者は少なくとも本稿執筆時ではその圧倒的多数がウクライナ出身者ですが、EUではウクライナ出身者に限定した別の優遇措置（一時的保護指令）が2022年3月に発動され、2026年3月まで延長されています。よって、EU諸国で補完的保護を受けている者にはウクライナ出身者以外の方がずっと多く含まれているということにも注意が必要です。この点については「おわりに」で再度触れたいと思います。

2 対象者に含まれる人、外される人

まず日本では、2023年6月に可決成立した入管法の第2条3の2において、補完的保護対象者は、「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすもの」とされています。難民条約第1条A（2）は、迫害を受けるおそれの理由が、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見」と5つの事由に当てはまることと定めています。しかし日本の補完的保護は、それらの事由以外の要因により迫害のおそれが生まれるか、あるいは特段そのような要因がない・見受けられないけれども何らかの迫害のおそれがある人が、対象者として想定されているといえます。

一方、EUの資格規則では、第3条（6）と第15条を併せ読んで大まかにいうと、以下の人が補完的保護の対象者とされています。

「第三国国民〔EU域外出身者〕か無国籍者で、難民には該当しないものの、出身国または通常の居住国に送還された場合、以下の何れかの重大な危害を蒙る現実的な危険に直面することになると信ずるに足りる実質的な根拠が示された者：

- (a) 死刑または処刑
- (b) 出身国における申請者への拷問または非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰
- (c) 国際的または国内的武力紛争の状況における無差別暴力による文民の生命または身体に対する重大かつ個別の脅威」（傍点は筆者）

ここでキーワードとなるのが、日本の補完的保護で維持された「迫害」と、EUの資格規則にある「重大な危害」です。従来、日本の入管庁や裁判所で採用されてきた迫害の概念の解釈は諸外国に比べて狭すぎるという批判が多くありました。しかし、2023年3月に入管庁から発表された「難民該当性判断の手引き」においては、「『迫害』とは、生命、身体または自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を意味し、主に、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす攻撃ないし圧迫であって、生命又は身体の自由の侵害又は抑圧をいうと考えられる」（傍点は筆者）という解釈が発表されました。この解釈の下段は従来の厳しい基準を踏襲したのですが、「その他の人権の重大な侵害」という部分は、今回新たに示された解釈で、従来の狭い解釈をかなり広げるものです。例えばEU規則にいう迫害の概念の解釈にも近くなります。入管庁によると、この「難民該当性判断の手引き」は当初は条約難民を念頭においたものでしたが、同じ基準は補完的保護対象者にも援用されることですので、この手引きがきちんと実施されれば、難民のみならず補完的保護対象者も従来よりも広く認定・保護される可能性があります。

その一方、主にEU難民法学者の間で長年議論になってきたのがEU資格規則にある「重大な危害」という概念で、これが「迫害」より狭いのか広いのか、必ずしも統一の見解があるわけではありません。ある意味で、難民に適用される「迫害」とは別の概念・基準を持ち出すことで、EU加盟各国に判断の余地を与えたともとれるでしょう。また、「重大な危害」の3つの具体的内容について下から検討すると、(c) については、「無差別暴力による個別の脅威」というのは矛盾ではないか、また「国際的・国内的武力紛争状態を誰がどの基準で判断するのか」という問題などが指摘されています。次に (b) については、欧州人権条約

2 正式名称は「REGULATION (EU) 2024/1347 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 May 2024 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection and for the content of the protection granted, amending Council Directive 2003/109/EC and repealing Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council」

第3条を反映したもので、拷問などのおそれがある者が単に送還されないだけでなく、庇護国で在留資格を得て諸権利を享受できる（後述）ことが重要です。確かに日本の入管法第53条3でもいわゆる「拷問等禁止条約」と「強制失踪条約」に従って、そのようなおそれがある国には送還されないことは保障されていますが、必ずしも日本で在留資格を得たり住民として生活することまでは保障されていません。この点については、2023年6月の改正入管法でも見直されませんでしたので、今後の課題として残っています。最後に（a）の死刑・処刑については、全EU加盟国は死刑を全面廃止済みですが日本は死刑存置国ですので、ここの検討は省きたいと思います。

対象者の範囲を見極める上でもう一点重要なのが、いわゆる除外条項です。日本の補完的保護においては、誰をその対象外とするかは難民と同じ要件が設定されており、難民条約第1条Fは以下の通り定めています。「(a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
(b) 難民として避難国に入学することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。
(c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。」

他方、EUの資格規則第17条1(b)では、上記の（b）について異なる基準が採用されています。

「[EU] 加盟国の領域に到着する前に重大な犯罪を行ったこと、または到着後に重大な犯罪で有罪となったこと」（筆者仮訳）

EUの補完的保護の除外条項では「政治犯罪を除く」という但し書きが省かれるとともに、（避難国外のみならず）到着後の重大犯罪についても、除外の根拠となっています。さらに17条を見ていくと、重大犯罪のいわゆる主犯者だけでなく教唆したり参加した者も同じく除外の対象となっていて、これらの理由から除外対象となった申請者については、本国送還後に被るおそれのある重大な危害との比較考量なしで除外される（されなければならない）、という厳しい規定になっています。加えて、もしEU加盟国内で犯した場合には禁錮刑になり得る犯罪を（EU加盟国到着前に）行った場合で、懲罰を逃れるためだけに出身国を出国した場合には、補完的保護対象者から除外でき

る、という「できる」規定にもなっています。このように、EUでは補完的保護対象者から除外される範囲が難民よりもずっと広く定められており、難民と補完的保護対象者に同じ除外規定を採用している日本よりも、厳しい規定となっています。

ここまでの検討を簡単にまとめると、補完的保護対象から除外される者についてはEU基準の方が日本の基準よりも厳しいといえますが、実際に誰が保護対象に含まれるかについては、日本において新たに提示された「迫害」の概念がどのように実際に運用されるかどうかには依るといえるでしょう。

3 | 申請・認定手続き

申請・認定手続きについても、日本とEUの間には大きな違いがいくつかあります。まず申請方法については日本では2つのルートがあり、条約難民としての認定を申請した人については、仮に条約難民と認められなかった場合でも自動的に補完的保護対象者に該当するかどうか併せて検討されます。他方で日本では、当初から補完的保護対象者としての認定だけを申請することもでき、その場合には条約難民該当性は審査されません。換言すれば、前者は条約難民と補完的保護対象者としての認定の両方をいっぺんに申請でき、後者は補完的保護対象者としての認定の片方のみを申請する、という2つのルートができました。そして、実質的な異議審査手続きである難民審査参与員も同様に、それぞれについて審査することになっています。いずれにせよ、補完的保護対象者としての認定のみに申請した人は、仮に実質的には条約難民である可能性があったとしても、手続きの過程で条約難民として認定されることはありません。

他方でEUでは補完的保護対象者としての認定だけに申請することはできず、まずは条約難民としての認定に申請し、そのうち難民不認定と判断された者について自動的に補完的保護対象者としての該当性が判断される、という統一ルートとなっています。

この双方の手続きについて甲乙つけがたい側面があります。まず、EU資格規則の統一ルートの優れている点は、全員が少なくとも一度は条約難民としての審査を経るため、本来は条約難民として認められるべき人が（間違っ）補完的保護対象者として認定されることは、少なくとも手続き上はない、ということです。確かに、命からがら本国における迫害や重大な危害か

ら逃れてきた人が、言語も法制度も文化も何もかも異なる国にたどり着いて、すぐに避難先におけるややこしい法制度や（上記で見たような）定義の違いについてしっかり理解し、自分がどちらのステータスに申請したほうが適切なのかを的確かつ速やかに判断する、というのはほぼ不可能でしょう。よって日本の2ルート制度は、各申請者が何かしらの支援者や助言者を確保できていることが前提となっているといえます。

その一方、EUの統一ルート制度の大きな問題の一つは、2024年8月時点でEU加盟国合計で100万件近い庇護申請ケースが未採決のまま溜っており、このうち約60万件が6ヵ月以上かかっていることです³。これには様々な原因があるとされますが、その一つに全申請者について条約難民該当性と補完的保護対象者該当性の両方を審査していることも寄与要因の一つでしょう。実は、EUが2022年3月にウクライナ出身者限定で新たに「一時的保護」という制度を設けたのも、2010年中盤からのいわゆる「欧州難民移民危機」以降溜っている多くの未採決ケースに加えてさらに、数百万人のウクライナ出身者が一挙に庇護申請したらEU諸国における庇護行政が瞬く間に破綻するおそれを見越して、それを防ぐために一時的保護をEU史上初めて、ロシアによるウクライナ侵攻後たった1週間で全会一致で発動したといわれています。

この観点からいうと、日本が今回設けた2ルート制度には、もし補完的保護対象者としての認定作業が、通常の難民認定作業よりも効率的に実施されるのであれば、利点があると言えます。例えば、2023年4月25日の法務委員会では入管庁次長から、「あくまで、補完的保護対象者に当たるか否かは、申請者ごとにその申請内容を審査した上で個別に判断することとなりますが、迫害のおそれの理由が条約難民の条件である五つの理由以外でもよいことから、客観的な本国情勢等により補完的保護対象者の要件を満たすことが明らかで、速やかな判断、認定が可能な事案もあると考えられます」という答弁がなされました。要するに、あくまでも個別審査ではありいわゆる「集団認定」ではないものの、補完的保護の場合には審査がより迅速に行われる可能性がある、ということです。実際、補完的保護制度の実施が始まった2023年12月1日から2024年2月28日までの3ヵ月間に、1,110人が申請し、その

うち647人が既に補完的保護対象者として認定されています。少なくとも2021年までは毎年の難民認定者数は多くても数十人規模で、庇護審査手続きには平均で3年ないし4年程度かかっていたことを踏まえると、上記の実績は、補完的保護対象者の認定手続きは難民認定申請者の審査よりも、ずっと短い期間で多くの申請を処理することができる可能性を実証的に示しています。これは申請者本人にとっては人道的ですし、行政手続きの効率化という観点からも好ましいことです。

ただし日本の認定制度で一点、注意すべきことがあります。EUの資格規則第18条は、要件を満たす補完的保護対象者には補完的保護対象者としての地位を与えなくてはならない旨、加盟国政府の法的義務を明記しています（英語の原文では「shall」が使われています）。他方で日本の入管法第61条の2の2項は、「法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定（以下「補完的保護対象者の認定」という。）を行うことができる」（傍点は筆者）と、「できる規定」になっています。国会答弁や入管庁から提出された公文書を踏まえると、日本政府としても補完的保護対象者の認定は「羈束行為」であって裁量行為ではないと理解していることが読み取れますが、少なくとも法的文言上では、補完的保護対象者の認定は政府の法的義務とは必ずしも明記されていないことには留意が必要です。

4 | 認定後の権利や支援

では、いったん補完的保護対象者として認定された後はどのような権利や支援が与えられるのでしょうか。

日本の場合、国会答弁や様々な入管庁資料を踏まえると、補完的保護対象者は難民認定者とほぼ同等の権利や支援を受けることができる設定になっています。在留資格は原則的に「定住者」が5年間付与され更新可能、配偶者と子ども（未成年で未婚）については家族呼び寄せが可能、また「定住者（5年）」という在留資格がありますから国民健康保険にも加入でき、就労制限もなく、公営住宅への入居も可能、児童の就学の権利も保障され、必要であれば生活保護を受け

³ EUAA (2024) 'Latest Asylum Trends: pending cases' <https://euaa.europa.eu/latest-asylum-trends-asylum> (2024年10月15日アクセス)

ることもできます。また条約難民と同様、外務省などから委託を受けて難民事業本部（RHQ）が行っている約6ヵ月の定住支援プログラムに参加する権利があることも、人道配慮によって在留が特別に許可された場合とは大きな違いです。このRHQの定住支援プログラムに参加できることで、日本での生活によりスムーズに馴染むことができるでしょう。当然、条約難民としては認定されていませんので「難民旅行証明書」は発行されませんが、新たに「補完的保護対象者としての認定証明書」が発行され、海外渡航が必要な場合には再入国許可書が発行される見通しです。更に永住許可要件についても、条約難民と同様の緩和措置が採られることになっています。

それでは、EUの資格規則で補完的保護対象者となった者の権利や支援はどうなっているのでしょうか？まず在留資格については、難民は最低3年間、補完的保護対象者は最低1年間の滞在許可証が認定後90日以内に発行され、1回めの更新時には難民にはさらに

最低3年間、補完的保護対象者はさらに最低でも2年間延長されます。渡航文書も、1年間以上有効な機械読み取り可能で生体認証付きのものが、難民にも補完的保護対象者にも発行されることになっています。また家族呼び寄せについては、「家族」の範囲がEUでは極めて精緻に定められているのですが、大まかにいうと、補完的保護対象者も（難民と同様に）安定したパートナーと未婚の子は原則的に呼び寄せる権利があります。場合によっては兄弟姉妹や既婚の子も呼び寄せられる可能性があります。

さらに、就労、結社、教育、職業訓練、就職あっせんについて、国民と同等の権利が保障され、特に職業訓練と就職あっせんについては行政府が支援する義務も謳われています。また社会保障・支援については、原則的に難民にも補完的保護対象者にも国民と同等の処遇が義務付けられていますが、定住支援プログラムへの参加を条件としても良いという規定もあります。これは欧州諸国の寛容な生活保護に、言語習得など

日本とEUの補完的保護比較

	日本		EU*	
	難民	補完的保護対象者	難民	補完的保護対象者
在留資格	「定住者」5年 永住許可要件の緩和	「定住者」5年 永住許可要件の緩和	当初最低3年間 (更新時にさらに最低3年間)	当初最低1年間 (更新時にさらに最低2年間)
家族 呼び寄せ	配偶者と子ども (未婚で未成年)	配偶者と子ども (未婚で未成年)	安定したパートナーと未婚の子 (兄弟姉妹や既婚の子も可能な場合あり)	安定したパートナーと未婚の子 (兄弟姉妹や既婚の子も可能な場合あり)
渡航文書	難民旅行証明書 (国際的に共通)	再入国許可書	1年間以上有効な機械読み取り可能で生体認証付きのもの	1年間以上有効な機械読み取り可能で生体認証付きのもの
健康保険	加入可	加入可	国民と同等 (メンタル・ケアを重視)	国民と同等 (メンタル・ケアを重視)
就労・就職 あっせん	制限無し (就職斡旋あり)	制限無し (就職斡旋なし)	国民と同等	国民と同等
就学	義務教育の権利あり (保護者に義務は無し)	義務教育の権利あり (保護者に義務は無し)	国民と同等	国民と同等
公営住宅・ 住居支援	入居可	入居可	EU加盟国に合法的に滞在する 他の第三国国民と同等	EU加盟国に合法的に滞在する 他の第三国国民と同等
生活保護	受給可能	受給可能	国民と同等 (定住支援プログラムへの参加 が条件の場合も)	原則国民と同等 (コア・ベネフィットに限定して も良い)
定住支援 プログラム	RHQによる定住支援 プログラム6ヵ月	RHQによる定住支援 プログラム6ヵ月	原則無料で提供	原則無料で提供

※EUの場合、全て最低基準であり、種々の例外もあり、実施方法の詳細はEU各加盟国に委ねられている。
また「保護者のいない未成年」についてEU資格規則では種々定められているが、本表では割愛する。

の努力なしにアクセスしようとするケースを防ぐ目的があります。また補完的保護対象者については、社会保障・支援の内容を、①収入支援、②医療・妊娠支援、③児童手当、④家賃補助の4つの「コア・ベネフィット」のみに限定しても良いという規定もあります。また保健については、国民と同等の権利が保障され、特に難民・補完的保護対象者に特有の事情から生じるメンタル・ケアの必要性が明記されています。住居については、難民も補完的保護対象者も、EU加盟国に合法的に滞在する他の第三国国民と同等の権利が保障されています。社会統合措置（日本でいう定住支援プログラムに相当）については、特に語学教育、生活オリエンテーション、社会統合プログラムや職業訓練を含むものが原則無料で提供されることが明記され、難民も補完的保護対象者も同等に参加する権利（場合によっては義務）があります。

このように見ていくと、日本とEUにおける補完的保護対象者の権利や支援にはところどころに若干の違いがあり、全体として優劣をつけることは困難ですが、少なくとも在留期限については日本の方が安定的といえるでしょう。いずれにせよ、日本もEUも基本的には難民にも補完的保護対象者にもほぼ同等の諸権利を保障しようという方向性であるといえそうです。

5 | おわりに

本稿では、2023年12月から実施され始めた日本における補完的保護措置と、既に20年近く実施されてきたEU加盟国における補完的保護措置の大まかな比較を試みました。どちらの制度にもより人道的で優れている点がそれぞれあり、全体として優劣の判断をつけることは極めて困難です。ただEUと日本を比較した

際に、上記で触れていない大きな違いが2点あります。

まず一点目が数、規模の問題です。EU諸国では地理的、歴史的、政治的、法的、様々な要因が重なり日本よりもずっと多くの庇護申請者が毎年入国しており、したがって補完的保護の認定を受ける人の数も日本とはけた違いです。2023年だけに限っても、ドイツで71,290人、フランスで10,135人、オランダで10,460人などとなっており、EU27カ国全体では2023年一年間で14万2840人が補完的保護対象者として認定されています（庇護者数全体では40万9485人）。これだけの人数を受け入れるとなると、支援内容や政策をより緻密に調整しなくてはならない可能性もあるかもしれません。

また補完的保護対象者の出身国もEUでは多種多様です。多い方から順に、シリア（89,670人）、ウクライナ（9,030人）、アフガニスタン（5,095人）、ソマリア（3,430人）、マリ（3,120人）、イエメン（2,705人）、ベラルーシ（2,680人）、イラク（1,325人）、エリトリア（1,320人）、スーダン（1,075人）、ハイチ（1,065人）となっています⁴。もちろん、庇護申請者が自力でいつどの国から何人くらいやって来るのかを受入国側が統制することはできませんので、「保護された者が多いからEUは優れていて、日本は少ないからダメ」というようなことは言えません。けれども、日本の周辺国にも不安定要素を抱えた国はありますので、今後、紛争などを逃れて日本で庇護を求める人の数と多様性が増える可能性はあります。今まで20年近く補完的保護制度を実施してきたEU諸国の教訓からも学びつつ、日本では人道的でありつつ日本の市民や行政に無理のない制度が継続的に実施されると良いでしょう。



なぜ難民を受け入れるのか 人道と国益の交差点

橋本直子 著／
岩波新書／
新書版284頁／1232円

国際社会はいかなる論理と方法で難民を保護してきたのか。日本の課題は何か。難民政策研究の知見と実務経験をふまえた多角的視点で問い直す。



4 ユーロスタットのデータを引用。Euro stats https://ec.europa.eu/eurostat/databrowser/view/migr_asydcfst_a__custom_13561774/default/table?lang=en (2024年10月15日アクセス)

母なる河の辺りに

～45年を経て祖国へ帰国するラオス難民
レック・シンカムタン（日本名：新岡史浩）～

レック・シンカムタンがメコン河を渡りラオスを出て難民になったのは1979年4月、37歳の時だった

LECK SINGKHAMTANH left Laos by swimming across the Mekong River and became a refugee when he was 37 in April 1979.

1975年、ラオスは隣国ベトナム、カンボジアに追随し社会主義政権に移行

In 1975, Laos became a socialist country like its neighbors Vietnam and Cambodia.

社会は一変し、国民に自由がなくなった

The society changed and the people lost their freedom.

ここには命が危ない

If we stay our lives will be in danger.

そうだ！家族と日本に行こう

Yes! I should take our family to Japan.

この国には将来が見えない

This country has no future.

日本は企業研修生として暮らしたこともあるし通訳経験もある

In Japan I worked as a company trainee, and I have experience as a translator

レックは川を泳いでラオスを脱出し様子を見て家族を呼ぶことにした

Leck decided to cross the river, leave Laos to see what it was like, and to then bring his family out too.

船だと捕まりやすいから...

On a boat, I might get caught ...

よし、陽が沈んださあ川を渡るぞ！

Good, the sun is down, I can cross the river!

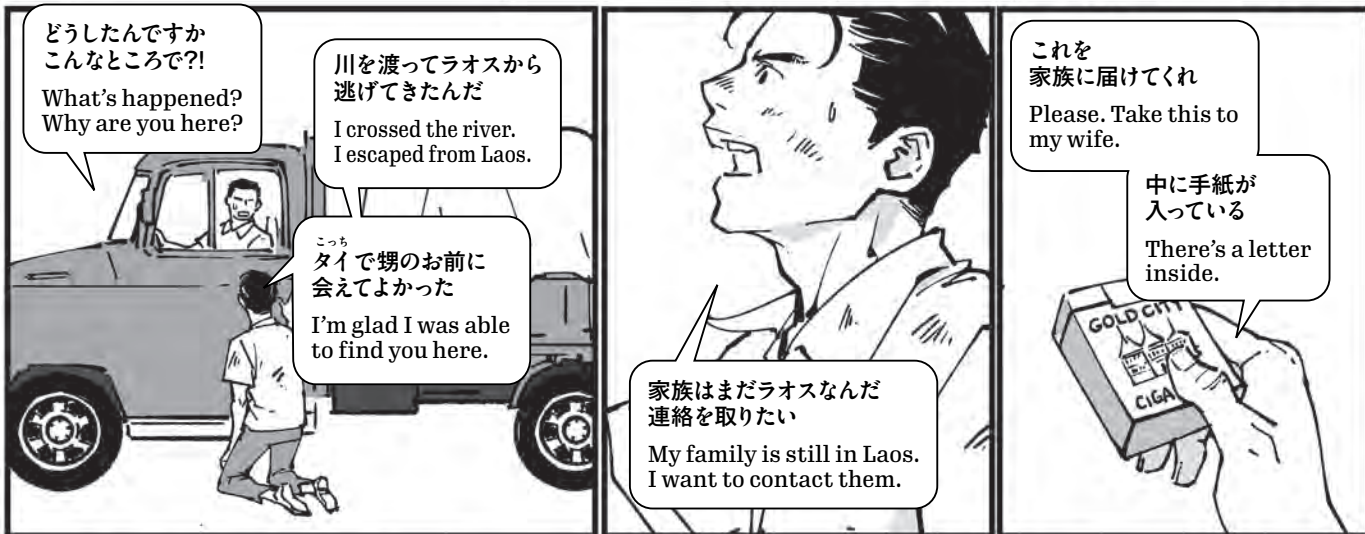
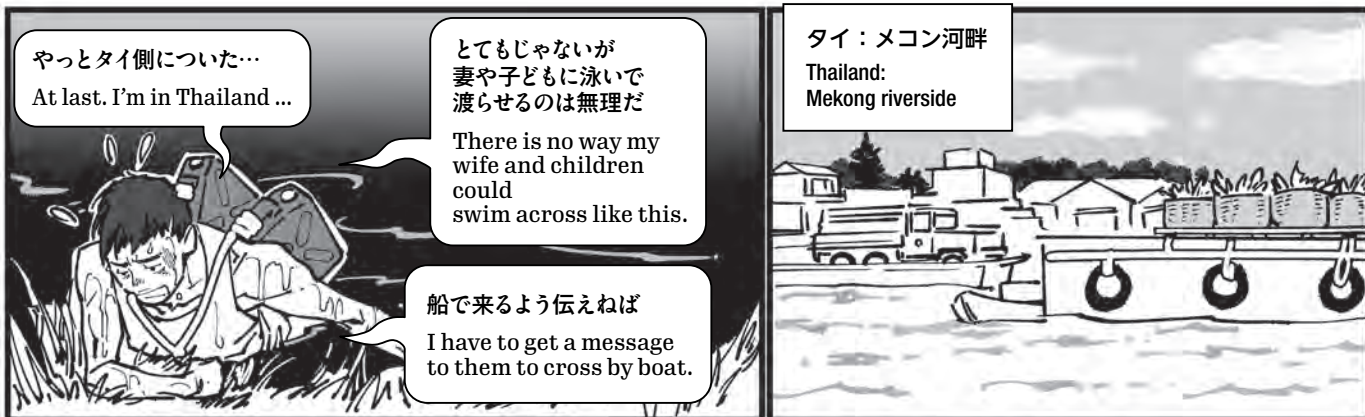
見つかったら終わりだ国境警備に撃たれてしまう...

If I'm found, I'm finished. The border guards will shoot me.

流れが早いが音をたてないように

The current is strong, but I can't make a sound.

あと少し...
Just a little farther.



大丈夫だろうか…
あれから何日も経つ

I hope it gets through...
After a few days passed.

本当に手紙は
渡せたのだろうか

I wonder if he was able
to deliver the letter.

もう探すあてがない
I don't know where
to look for them.

船で来いとは知らせたが
いつどこに着くのか…

I told them, come by boat,
but when and where will
it come?

あとは
難民キャンプか…
Next I'll try the
refugee camp.

お前たち!!
There you are!

よかった
やっと会えた!
So glad,
I finally found you!

いいさ、
お前たちがいればいい
It's OK.
As long as we
have each other.

貴方にキャンプに着いたこと
知らせたかったけど
どうすればいいのか
分からなくて

I wanted to let you know
we got to the camp.
But I didn't know how.

ごめんなさい
こっちに来る時に
何もかもなくなっちゃった
I'm sorry. To get here
we lost everything we had.

さあ
新しい人生を始めよう
Now we can
start a new life.

レックと妻子はタイの
ノンカイ難民キャンプに
入所

Leck, his wife and
children entered Thailand's
Nongkhai Refugee Camp.

そして
日本がインドシナ難民の受け入れを
開始すると知ったレックは
まっ先に日本行きを希望した

Hearing that Japan was accepting
refugees from Indochina from Dec.
1979, Leck applied to move to Japan.

日本でも
必ず自立できます
I can definitely
make a living for
myself in Japan.

日本の企業で
働いたこともあり
通訳もしました

I worked in a company
in Japan, and
was an interpreter.

レック一家は1979年12月に
ラオス難民の第一期生として
空路日本に入国

In Dec. 1979, Leck's family
was among the first refugees
from Laos to fly to Japan.



成田国際空港
NARITA INTERNATIONAL AIRPORT

そしてRHQの
姫路定住促進センターに入所した
Then they entered the RHQ Center
for refugee residence in Ehime.

姫路定住促進センター

家族は3ヵ月の日本語教育を受けて
RHQ姫路定住促進センターを退所して
自活した

The family studied Japanese at the RHQ
Ehime Center for three months,
and then were able to live on their own.

夢のようだな
ここで日本語を学んで
二人で働けば生活できる

It's like a dream come true.
If we study Japanese and
work, we'll make a living.

子どもも日本の学校に
行かせられるぞ

We can send the kids
to a Japanese school.

レックは
神奈川県で
仕事を始めることとなり
家族とともに
神奈川県綾瀬市に
引っ越した

Leck began working at a
company in Kanagawa and
the family moved to the
nearby city of Ayase.

そのころ神奈川県大和市に
RHQ大和定住促進センターが開設し
ラオス難民の受け入れが
本格的に進んでいった

Then an RHQ Center for refugee
residence opened in the city of
Yamato in Kanagawa and began
accepting refugees from Laos.

大和定住促進センター

レックは仕事をしながら
後から来日するラオス難民たちの
面倒をみるようになった

While working at his company,
Leck began helping out other
refugees from Laos after work.

RHQ大和定住促進センターからも
たびたび支援を要請された
Soon, the RHQ Yamato Center
began asking him for assistance
on a regular basis.

彼の通訳技術の高さ、面倒見の良さが
評判を呼び

Leck soon became well known for his
skill as an interpreter and his helpful
generosity when working with people.

レックのもとにはひっきりなしに
通訳や生活相談、就職相談などの
依頼が寄せられた

Before long, Leck was constantly getting
requests to serve as an interpreter and counselor
for people with problems in their life or jobs.

在日本ラオス協会ができる
とレックは協会の手伝いを
するようになった

When the Laotian Association
in Japan was founded, he helped
out there as well.

神奈川県綾瀬、海老名、大和、秦野4市の
教育委員会の外国人児童生徒教育相談員にも
任命された

Soon he was given responsibility instructing
the children of foreigners by four Kanagawa
cities of Ayase, Ebina, Yamato and Hadano.

市役所へ提出する書類なんだけど
日本語が難しすぎて解らないんだ
I have a problem with the
documents I have to submit to
the city hall because the Japanese
is too difficult to understand.



子どもが学校で
勉強についていけないようだ
It seems that my children can't
keep up with their studies at
school.



同じ仕事をしてても
日本人より安い給料しか
貰えないの
Even though I do the same
work, I get paid less than
the Japanese employees.



1980年代の日本はまだ
外国人に対して
開かれた社会ではなかった
In the 1980s, Japanese
society still wasn't open
to accept foreigners.



難民が増えてコミュニティを作り
社会進出するにつれて
日本社会の異文化受容の未熟さが
浮き彫りになっていった
As refugee communities grew
and the people entered society,
it became clear how unprepared
Japanese were to accept them.

言葉の壁...馴染みのない生活...
みな初めての場所で
不安に駆られて戸惑っている
The language barrier, unfamiliar
life conditions and the insecurity
found in unfamiliar places.



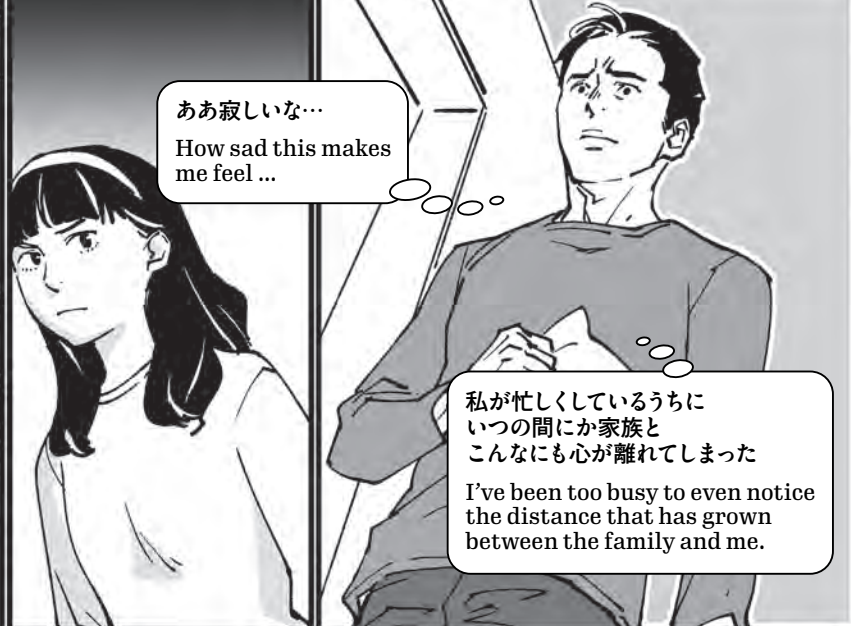
レックは会社勤めをしながら
RHQ大和定住促進センターの
難民相談窓口の相談員として
ラオス難民のための
より一層働くようになった
While working at a company,
a call center was set up at the
RHQ Yamato Center that enabled
Leck to work even harder to help
Laotian refugees.





…もうこんな時間だぞ
一体どこに行っていたんだ!
Is it already this late?
Where have you been?

どこだっていいでしょ!
お父さんには関係ない!
What does it matter!
It's not your business.



ああ寂しいな…
How sad this makes
me feel ...

私が忙しくしているうちに
いつの間にか家族と
こんなにも心が離れてしまった
I've been too busy to even notice
the distance that has grown
between the family and me.



妻が家を出て行ってから
一段と子どもたちとの距離が
できた気がする
Since my wife left home
the distance between my
children and me has grown.

ひとりで子どもたちを
育てねばならないの思いから
必要以上に厳しくしすぎたか…
Having to raise the children by
himself made him stricter with
them than necessary.



私たち家族にとって
日本に来たのは
幸せなことでは
なかったのか…
Has coming to Japan
been a sad thing for
our family?

あ
Ah



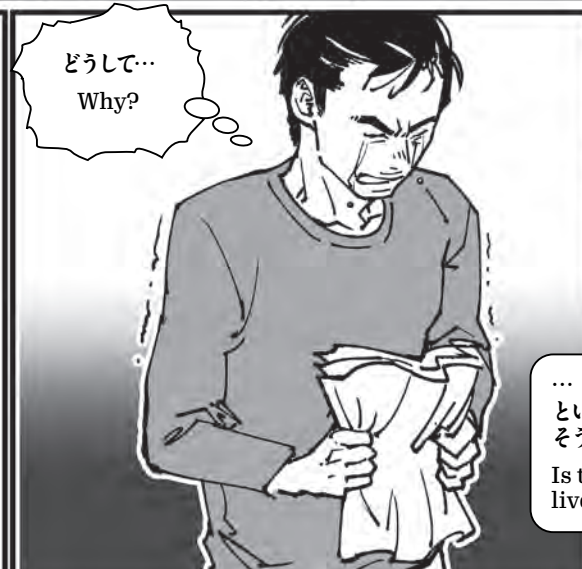
『マサエ』って電話がきたら
私のことだからね
If there is a phone call from
Masae, its for me.

ラオス語の名前は
恥ずかしいから
日本語の名前に変えたの
Having a Laotian name
embarrassed me,
so I took a Japanese name.



ラオス語の名前が
恥ずかしい?!
A Laotian name is
embarrassing?

ラオス人の文化、言語、誇りが
この子にとって
恥ずかしいことになって
しまったのか?!
Has Laotian culture, language
and pride become just an
embarrassment for this child!



どうして…
Why?



カサ…

相談書

…『日本で生きる』
というのは
そういうことなのか?
Is that what it means to
live in Japan?

これから日本で生まれ育つ
ラオスの子どもたちは
ますます増えるだろう

There are sure to be more
and more Laotian children
born in Japan now

ラオス人なのにラオス語も
ラオス文化も知らない子どもたちに
させてはいけない!

We can't let them grow up not
knowing Laotian language or
the culture of Laos.

レックは仲間と一緒に開いた
ラオス語教室で
ラオス語の読み書き、文化、歴史、
民族舞踊などを教えていたが
At the Laotian language classes
Leck started with friends they also
taught reading and writing,
Laos culture, history and folk dance.

その活動により一層
力を入れるようになった
For these activities he
worked even harder.

世間を変えることは難しいが
せめてここに集う人たちだけでも
ラオス人としての誇りを
忘れないようにできれば...

It may be hard to change society,
but if we can only help the people
who gather here remember their
pride as Laotians ...

...今は娘の心に届かなくても
いつか...
...even if it is too late to reach
my daughter's heart ...

[3年後]
3 Years later

お前どうした?!
何を泣いて...
Dear, what's the matter?
Why are you crying?

.....大学の就職相談の時
履歴書を見せたら
名前をベンで消された
At employment consultation
at college my first name was
crossed out in red.

カタカナの名前じゃ
就職できないって...
They said I can't apply
for a job with a name in
Japanese phonetic
letters.

...そんな会社
受けるのなんて
やめなさい!
Then don't apply
to a company
like that!

お前の仕事ぐらい
お父さんが探してやる
As your father, I will
find a job for you.

生まれた名前を恥じて...
この子が不憫だ
日本の教育を受けていたのに
それでも足りないのか

I'm sorry this child was born with
a name that brought her shame.
Education in Japan wasn't enough?

名前で判断されて
一人の人間として
見てくれないのか?
Being judged by her name?
Can't she be judged by the
person that she is?

娘はレックの知り合いの会社に
無事就職した
Leck's daughter finally got a job
in a company of his friend.



しばらくして—
Sometime later ...

…お父さんちょっと
Dad, can I ask
you something?



ん?どうした
What is it?



あの…
Well...

私にラオス語を教えて…
Can you teach me to
speak Laotian?



?!?
What!

いきなりどうしたんだ
あんなに嫌っていた
ラオス語なのに

All of a sudden, you want
to learn the language
you used to hate?



実は社長がタイの工場に出張するから
私に通訳で同行しろって…

Our company President is going to
Thailand on business and he wants
me to go along as an interpreter.

私はタイ語もラオス語も
できないって言ったら

When I said that I didn't
know Thai or Laotian...



生まれた国の
大事な言語なのに
Not knowing the
language of country
where I was born,



知らないなんて
もったいないって
they said it was
such a waste.

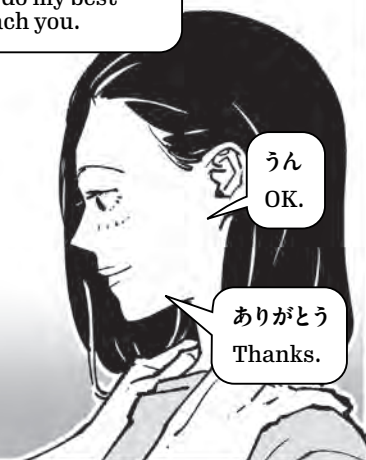
よし! わかった
OK, I got it.



父さん
しっかり教えてやるから
I will do my best
to teach you.

うん
OK.

ありがとう
Thanks.



ただいま—
I'm home.



ん?!
Hey?

あれ?!
What?



すげえ
姉ちゃんがラオス語
勉強してる!?!
This is amazing.
My sister is studying
Laotian!

This is amazing.
My sister is studying
Laotian!

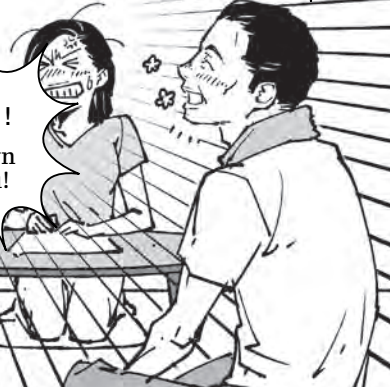
よかったな
父さん
Great, isn't it,
Dad.



ずっと
心配してたもん!
You were always worrying
about this, weren't you.

ちょっと
うるさい—!
Quiet down
won't you!

おお
Oh.



…心配といえば
お前は大丈夫なのか

Worried? Are you OK?

最近バイクに
入れ込んでみたいだが
なにか悩みとか…

You're into motorcycles
lately. Any worries?

やだなあ
バイク=不良じゃないって

Don't worry. Motorcycles
doesn't mean I've gone bad.

おれが乗ってるハーレーが
好きな人って
年配のひとばかりでさ

The guys I ride with like
the same Harley as mine and
they are all older guys.

父さんくらいの人たちから
可愛がってもらってるの

The guys who are kind to
me are all about your age.

“お前は若いのに
しっかりしてる”って
They say "I'm
smart for my age".

そうか、ちゃんと
馴染めてるんだな

Is that so. You've
gotten familiar with
them then.

共通の好きなものがあると
話しやすいし
すぐ仲間になれるんだ

They are easy to talk to
since we like the same things.
It's easy to make friends.

共通…好きなもの…
そうか…

Having things that
you all like. I see.

よし
OK.

日本国籍を取ろう
Let's get Japanese
citizenship.

突然どうしたの
父さん?!?
What's this idea all
of a sudden, Dad?

「新岡」って
名前はどうか
How about the
name Niioka?

「シンカムタン」の
「新」だ
The same Shin
(Nii) as our
SINGKHAMTANH.

でも
But,

日本人になって仲間になって
私たちを知ってもらって
みんなで生きやすくなれるようにさ

If we become Japanese, become
friends, have them get to know us,
it will be easier for us to all
live together.

ラオス人の自分もずっと忘れず
好きでいられるようにしましょう

We should also not forget that
we are Laotian and we like
ourselves for what we are.

どうやって?
How can we?

ニヤシ

在日本ラオス協会は
日本に暮らすラオス人からの寄付を募り
2003年にラオス文化センターを開設した
The Laos Cultural Center in Japan was
founded in 2003 with contributions
gathered from Laotians living in Japan
to promote Laotian culture.

美術学校卒業生の難民が
中心となり

Most are refugees who have
graduated from arts schools.

ラオス仏教の仏像と
ラオスのシンボルの
仏塔「タートルアン」を建立した
Buddhist sculptures from Laos
Buddhism and a Pagoda
(That Luang) were constructed.

レックは
在日本ラオス協会の渉外担当として
地域住民の働きかけや
僧侶をラオスから招聘するなど奔走し

Leck was put in charge of Public Relations,
working with the local community and inviting
Laotian priests to Japan.

協会の会長を務めるなど
文化センター開設と運営に
深く関わった

He was also deeply involved
as head of the Laos
Association in Japan and
the Cultural Center.

ここに来て
仏像に手を合わせると
心が安らぐ

Coming here to pray
before the Buddha
statue brings peace to
the soul.

お坊さんのお経を聞くと
ラオスにいる
気分になれるね

Listening to the Priest's
teachings make me feel
like I am in Laos.

私たちラオス人の誇りだ
We are the pride of
the people of Laos.

お父さん
Dad

ここがお父さんの
ラオスなのね
This is Dad's Laos,
isn't it.

お前たちのラオスでもあるんだ
And it is also your Laos.

『日本のラオス人』のために
作ったんだよ
We created this for all
the Laotians of Japan.

ラオス文化センターは
日本で暮らすラオス人の
心の拠り所になった
The Laos Cultural Center
became home in the hearts
of Laotians living in Japan.

それから10年
10 years later

新岡さん
お疲れさまでした!
Niioka-san,
thanks for all
the hard work.

今回も素晴らしい
式典でしたね
This was another
great ceremony.

あ、大使!
Ambassador!

ますますのご活躍で
感服しました
I appreciate all
you have done.

ありがとうございます
Thank you so much

でもそろそろ
ここでの私の役目も
終わりかなと
But I feel my work
here is coming to
an end.

はて?
Oh my?

引退して
ラオスに永住帰国したいと
考えているんです
I want to retire and return
to Laos with permanent
residency.

おじいちゃん
本当にラオスに行っちゃうの?
Grandpa, are you really
going back to Laos?

そうだね
日本だとどうしても
老後は病院か介護施設だろ
Well ... In Japan, when I'm
old it's a hospital or a home
for the elderly.

生まれた場所で
ラオス人らしい最期を
迎えたくてね
I was born in Laos and
I want to spend my last
days as a Laotian.

お父さん
故郷が大好きだものね
Dad, you love your
hometown, don't you.

どうしても帰りたく
なっちゃうわよね
You really want to go
back, don't you.

お父さん日本のラオス人のために
一生かけて尽くしてくれたんだし
Dad, you sure worked so hard all your
life for the people of Laos in Japan.

でもみんなと離れて
寂しくなあい?
But won't you be
lonely if you leave
us all?

大丈夫!
It's OK!
私も一緒なんだから
心配しないで
I'm always here,
so don't worry.

そうね!
義母さんよろしくね!
Yes! Please take care
of him, Mother-in-law.



その後ラオスにて…
Later in Laos ...

…みんな
元気してるかなあ
I hope everyone
is doing well.

ねえ、
なに考えてるの？
What are you
thinking about?

いや
Well ...

日本のこと
思い出してたのさ
I'm thinking
about Japan.

いい景色ねえ
メコン河
I hope everyone is
doing well.

この川を渡った時は
日本人になるとは
思わなかったなあ
Back when I crossed
this river, I had no idea
I'd become Japanese.

『レック・シンカムタン』から
『新岡史浩 (ニイオカ フミヒロ)』
From LECK SINGKHAMTANH
to the name Niioka Fumihiro.

そしてまた
『レック・シンカムタン』か…
And then back again to
LECK SINGKHAMTANH.

生まれ変わっても
またこの河を渡って
日本に行くのかな…
きっと行くんだろうな
If I was reborn,
I wonder if I'd cross
this river again and
go to Japan.

その時の日本は
どんな感じかな
What would
Japan be like then?

いまよりもっと多様性が進んで
外国人も住みやすい
社会だったらいいな
Would it be more open to
diversity than now, and easy
for foreigners to live there.

また泳いで？
Swim it again?

今は飛行機で
行けるじゃないか
Now we can go by
plane, can't we.

2025年
レックはラオス政府の
許可を受けてラオスに永住帰国する
In 2025, Leck will return to Laos
with the permission of Laos
government for permanent residency.

日本とラオスは2024年に
国交樹立70周年を迎えた
In 2024, Japan and Laos
celebrated their 70th year
of diplomatic relations.

日本定住難民とのつどい



2024年12月8日(日)、当財団は新宿区との共催で「第45回日本定住難民とのつどい」をJICA地球ひろば(東京都新宿区)で開催しました。

第1部の「表彰式典」には、政府、国際機関、自治体関係者などのご列席を得て、藤原理事長より表彰者(難民定住者等、難民雇用事業主、支援団体)に賞状と記念品が授与されました。

第2部は「第4回難民定住者との意見交換会」を開催し、難民コミュニティの代表、難民支援団体、地方自治体関係者等が一堂に会し、「難民コミュニティと地域とのつながり」をテーマに、課題の共有や今度の活動に向けた有意義な意見交換が行われました。

第3部の「交流会」は、意見交換会の参加者および表彰式典の列席者が自由に交流し、新たな関係を築く機会となることを目的に開催されました。表彰者や意見交換会出席者を囲んで、なかなかの雰囲気の中で交流を深められていました。

つどい様子は
YouTubeより
ご覧下さい



第1部
「表彰式典」



第2部
「第4回難民定住者との
意見交換会」

プログラム

2024年 **12月8日(日)**

会場：JICA地球ひろば

主催：公益財団法人アジア福祉教育財団

共催：新宿区

後援：難民対策連絡調整会議、外務省、文部科学省、
厚生労働省、出入国在留管理庁、UNHCR駐日事務所、
東京都、JICA

第1部 表彰式典

- ◇主催者挨拶 アジア福祉教育財団 理事長 藤原正寛
- ◇共催者挨拶 新宿区長 吉住健一
- ◇来賓祝辞 外務省 総合外交政策局長 河邊賢裕
出入国在留管理庁 長官 丸山秀治
UNHCR駐日事務所 代表 伊藤礼樹
- ◇アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)と財団事務局
この1年の活動
- ◇表彰 吉田優斗、吉田真由美
前田鐵鋼株式会社 代表取締役 前田利裕
草加商工会議所 会頭 野崎友哉
- ◇祝電披露 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

第2部 第4回難民定住者との意見交換会

- ◇テーマ『難民コミュニティと地域とのつながり』
ファシリテーター：
土井佳彦 NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事
- ◇事例発表
 - ・アベベ サレシラシェ アマレ(アディアベバ・エチオピア協会 理事)
 - ・山本徳太郎(鷺宮西住宅自治会 会長)
- ◇グループワーク
- ◇グループ全体共有

第3部 交流会

第1部

表彰式典

表彰式典では、主催者および共催者の挨拶、来賓祝辞の後、第三国定住制度で来日後、努力を重ねて地域社会に根を張り、同胞支援にも励む吉田優斗、吉田真由美夫妻、難民定住者の雇用と支援に多大な貢献をされている前田鐵鋼株式会社、支援団体として難民定住者の雇用促進と社会包摂の実現に尽力されている草加商工会議所を表彰し、賞状と記念品を贈呈、受賞者のスピーチが行われました。表彰式典のスピーチと、受賞者の皆さんの日頃の思いと活動をご紹介します。



第45回 日本定住難民とのつどい 受賞者

難民定住者等



吉田優斗、吉田真由美

第三国定住制度により夫婦と子どもの3人で2015年来日。夫婦ともに熱意をもって仕事に取り組み、いち早く職業人として自立。高い日本語力とコミュニケーション力で地域社会に根を張った生活を営んでいる。子どもの将来や生活の安定を維持するために帰化申請を行い、第三国定住制度で来日した難民定住者として初めて日本国籍を取得。日々の生活の中で、同胞から寄せられる各種申請や手続きなどに関する様々な相談に対して、自分たちの経験をもとに親身にアドバイスをを行っている。

難民雇用事業主



前田鐵鋼株式会社

代表取締役 前田利裕
(代理受領：常務取締役 前田隆宏)

日本政府の第三国定住制度に共感し、社会貢献の一環として2020年に難民定住者2名を雇用。以来、技術講習受講の機会や社宅の提供などを通じ、自立した生活を送れるよう公私にわたる支援を行ってきた。現在は2名ともに社員寮から賃貸住宅に移り、地域の一員として安定した生活を営むに至っている。2024年には新たに来日した第三国定住難民の採用をいち早く表明。10月から4名を新規採用し、就労の場の提供と、職業人としての自立に向けて丁寧な指導を続けている。

支援団体



草加商工会議所

会頭 野崎友義

第三国定住制度に賛同し、地域での就労支援の実施を決定。2023年に会員企業8事業所による第三国定住難民第12陣11名、第13陣6名の雇用を実現させ、商工会議所主導による難民の積極雇用の先駆けとなった。自らも難民1名を採用して会員企業に見本を示すとともに、雇用後も各企業を巡回して課題対応するなど職場への定着促進に取り組んでいる。「地域の中小企業1社1社が力を合わせれば、大きな国際貢献ができる」として、今後も継続的に就労支援に取り組む意欲を表明している。

受賞者
紹介

吉田優斗、吉田真由美

難民定住者等

受賞の
言葉

日本に来てから自分たち夫婦がやってきたことが認められたのだと思い、とても嬉しいです。日本に来たことで、未来と希望を見つけられそうです。日本政府、UNHCR、RHQ、勤め先のアンターク本舗に感謝申し上げます。これからも、今日いただいた表彰状に恥ずかしくないよう、日本社会で生きていきます。

Interview

諦めずに頑張れば
未来に希望はある

—日本に来られた経緯は？

私たち夫婦はミャンマーから逃げてマレーシアで暮らしていましたが、生まれた子どもの将来を考えて日本に来ることを決めました。2015年に来日して6ヵ月間はRHQ支援センターで勉強し、翌年に引っ越して仕事を始めました。すべてゼロからのスタートですから不安もありましたが、家探しも保育所探しもRHQの皆さんが助けてくれました。本当に感謝しています。

—日本に来て苦労されたことは？

来日当初は日本語も生活習慣もほとんどわからなかったので、頑張って勉強しました。特に苦労したのは電車での移動です。アナウンスもまったく理解できず、よく乗り間違えました。最初は乗るのが怖かったです。

—来日して5年後に日本国籍の取得を申請されました。

はい。私たち家族は日本が大好きです。仕事ができるし、学校にも通えるし、みんなやさしい。帰化したのは子どもの未来のためです。将来子どもが大きくなった時に周りの友だちと同じように安心して暮らせるよう日本



国籍を取得しました。難しいことも多かったし、時間はかかりましたが、皆さんに助けてもらいながら申請書類なども全部自分たちで書いて手続きをしました。子どものために諦めず頑張りました。

—真由美さんはミャンマーから来られた方々のお手伝いなどもされていると伺いました。

私はチャレンジするのが好きですから、手伝ってほしいと言われたらやってみようと思います。携帯電話のお店に一緒に行ったり、困った時に代わりに電話をしてあげたり。そのおかげで何でもできるようになりました。それができるのも全部パパ（夫）のおかげです。パパは家族のために頑張ってくれています。そして、私がやりたいと言った時も諦めたいと言った時も、いつでも「いいよ」と言ってサポートしてくれます。

—その時、優斗さんはどんなお気持ちですか？

気持ちはいつもママ（妻）と一緒にです。諦めなくなったら諦めていいと思うし、頑張っている時には応援したいと思っています。

—同じ境遇の皆さんに伝えたいことはありますか？

夢は人によって違いますが、夢を持って頑張れば絶対かなうと思います。やればできます。みんなも未来に希望を持って頑張ってほしいと思います。



受賞者
紹介

前田鐵鋼株式会社 代表取締役

難民雇用事業主

前田利裕

受賞の
言葉

感謝状を頂きましたことに心より御礼申し上げます。これもひとえに日頃から真摯にサポートをしてくださっている名古屋地域職業相談員の井上様はじめ、RHQの皆さま方のご尽力の賜物と感じています。難民の方々が日本で家族と安心して暮らし、将来に夢と希望を持っていただけるよう、仲間の一員として引き続き支援していきたいと思います。

Interview

地方の中小企業でも
社会貢献・国際貢献できる

— 第三国定住難民の方を雇用されたきっかけは？

春日井商工会議所から定住難民受け入れについての打診があったのがきっかけです。当社は愛知県春日井市に本社を置く金型用鋼材の加工販売会社で、30年以上前から日系ブラジルの方が働いていましたし、モンゴルやベトナムの技能実習生も働いていました。海外の方を受け入れる素地はありましたので、面談をさせていただき、2020年に定住難民2名を、そして2024年10月に新たに4名を採用しました。

— 受け入れに不安はありませんでしたか？

定住難民の方の雇用は初めてなので多少の不安はありましたが、海外の方の受け入れはこれまでも経験がありますから、現場の社員さんたちも混乱することなく受け入れてくれました。

— 職場で工夫されたことは？

当社は工場で作動機械を動かし、鋼材の加工作業を日々行っています。その作業を覚えてもらうために、紙に書いた機械操作の手順書ではなく、動画を撮影



仕事に励む難民定住者



先輩と後輩で作業に取り組む

して見てもらうなどの工夫をしました。また、工場内の掲示物なども彼らの国の言葉を併記するなど、現場で配慮してくれました。

— 最初の受け入れから4年が経ち、現在の状況は？

最初に雇用した2名は当時も今も変わらずとても一生懸命働いてくれています。その姿がほかの従業員にもいい刺激を与えているようです。当初は教育とコミュニケーションに悪戦苦闘していましたが、彼らは積極的に日本語や日本文化を勉強してくれて、今では毎朝の朝礼で前に立って日本語で唱和もしています。今年新たに入社した第三国定住難民4名の教育係としても頑張ってくれているので心強い限りです。

— 定住難民の雇用を考えている方に伝えたいことは？

難民を受け入れるということ、その方の一生を背負わなければいけないと思われるかもしれませんが、でも、それは日本人の社員を雇用するのと同じではないでしょうか。働いてもらったおかげで会社が発展する。win-winの関係です。難民の方々の雇用を通じて、地方の中小企業でも社会貢献・国際貢献ができます。まだ制度を知らない人も多いと思いますが、もし受け入れを検討されているようでしたら一度見学にお越しいただき、参考にしてもらえればと思います。

(インタビュー：常務取締役 前田隆宏さん)



管理部継続課長と難民定住者

受賞者
紹介

草加商工会議所 会頭

野崎友義

支援団体

受賞の
言葉

本日は大変嬉しい賞をいただき、ありがとうございます。私ども草加商工会議所は約3,500のいろいろな企業・職種の方が加入しています。難民定住者の方の来日前の職業や得意なこと、やってみたい仕事をオーダーいただくことによって、ミスマッチのない就労支援が実現できるのではないかと期待しています。

Interview

就労支援を通じて
定住難民も企業も幸せに

—就労支援を行うことになったきっかけは？

埼玉県の一部地域は慢性的な人手不足に悩まされています。これまで技能実習生の受け入れなどにも取り組んでいましたが抜本的な解決には至らず、何らかの対策をと考えていた時に、第三国定住制度のパンフレットに目が留まりました。それが最初のきっかけです。すぐにアジア福祉教育財団さんに話を聞きに行き、日本を頼ってきた難民の方々の存在を知り、ぜひ草加で働いていただきたいと考えました。そして、2022年に第12陣で来日した11名と第13陣で来日した6名の草加地域での雇用を決定し、2023年に役員を中心とした会員事業所で就労マッチングを行いました。

—商工会議所主導での受け入れは初となります。

商工会議所ですから、ほぼ全業種の企業が揃っています。私たちがアテンドすれば、難民の方は自分に適した仕事に就けてイキイキと働けます。一方、企業は戦力を確保でき、パートナーとして長く働いてもらえます。どちらにもプラスです。そのアテンド役とし



日本語で電話応対する難民定住者

パッカー車の助手を務める難民定住者

て商工会議所は適任だと思いますので、この取り組みが全国で広がってほしいと思っています。

—商工会議所でも1名採用されました。

はい。言葉も文化も異なる環境で最初は苦労したと思いますが、とても前向きに何事にもチャレンジしてくれ、すぐに職場の仲間とも打ち解けました。採用して1年以上が経過し、今では広報誌の編集や国の認定計画の作成支援などいろいろな仕事を任せています。

—ほかの皆さんはどんなお仕事をされていますか？

パッカー車のアシスタント、トラックの整備、ピッキング業務や検品作業、縫製作業、美容室のサポート業務など様々です。皆さん日本に安全と安定を求めて来日した方々で、やる気は日本人に負けていません。それぞれの雇用先でみんな活躍してくれています。

—今後に向けては？

課題はミスマッチのないアテンドと環境整備です。適材適所で働くことが難民の方と企業の双方の幸せにつながりますし、彼らが日本に根を張って生活していくためには環境整備がさらに必要とされます。難民の皆さんに「草加で働いて良かった」と思ってもらえたら最高です。そうなるように今後も地域発信の国際貢献として、継続的に取り組んでいきたいと思っています。

(インタビュー：専務理事 山崎修さん)



山川草加市長と市内で働く第三国定住難民



互いの文化的違いを認め合い 尊重できるまちづくりを

新宿区長

吉住健一

本日は、「第45回日本定住難民とのつどい」が開催されましたところ、大変多くの皆様にご来席いただき、誠にありがとうございます。共催者として感謝申し上げたいと思います。

日本に定住している難民の皆様におかれましては、言葉や文化、生活習慣の違い日本で生活していくうえで、大変なご努力を重ねてこられたと思います。これまで積み重ねてきた大変なご努力が報われ、今回このような表彰に至ったということに、心からお慶び申し上げたいと思います。そうした環境をつくってくださったアジア福祉教育財団の皆様を始め、関係者の皆様に、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。

本日は、表彰式典が行われ、生活改善や地域社会との融和に貢献された難民の方々、また、難民の就労に貢献された事業主や、生活支援に貢献された支援者の方々が表彰されます。こうした方々のご努力によって、今日の日本における難民施策が定着してきたと考えております。

現在、新宿区には約130の国や地域の方々がいらっしゃいます。2024年12月1日現在で外国人住民は48,500人ほどとなりました。新宿区の人口が約35万人ですので、

比率としては13%を超えることになっています。区役所としても地域コミュニティと外国の方とのいろいろな意見交換の場を設けてきておりますので、大きな軋轢が生まれることなく、特に難民の皆様の定住事業に関しては、地元の皆様が、できるだけ日本に馴染んでもらいたい、この国を好きになっていただきたいと、いろいろな取り組みを行っています。様々な外国籍の方がお住まいですが、特段のことではなく、当たり前のこととして現在過ごさせていただいています。新宿でのくらしはおよそ半年間と伺っていますが、その後も引っ越した先で定住され、馴染んでいかれることが非常に喜ばしいことだと思っています。

国籍や民族が異なっても、互いの文化的違いを認め合い、その違いを尊重できる。そうしたことが、これから日本としても地域としても発展していくうえで重要なことだと思っています。多文化共生のまちづくりを推進し、お互いに人口が減少したり国を追われてしまったりして困っている方々も、同じ地域に住む仲間として安心して生活していくことができますよう、今後も区としてお手伝いできることはしっかりと取り組ませていただきたいと思います。

結びに、今後も、アジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様方が、難民支援事業を一層推進していくことに期待しますとともに、本日ご列席の皆様方の、益々のご健勝とご活躍を心からお祈りいたしまして、ご挨拶いたします。



国際的な難民問題の解決に 取り組む

外務省 総合外交政策局長

河邊賢裕

本日、第45回「日本定住難民とのつどい」が盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

昨年に続き、このつどいに出席させていただけることを大変嬉しく思います。昨年のつどいでは、縁あって日本にいられた難民の皆様が、言語や慣習といった壁を

乗り越えながら、日本社会で共に生きる仲間として御活躍されていることを目の当たりにし、大変感動いたしました。日本でたくましく暮らしておられる難民の皆様に敬意を表します。

今年で45回目となるこの「日本定住難民とのつどい」は、日本で暮らす難民の方々への理解を高めるとともに、難民を支える方々の活動にも光を当てる素晴らしい交流の場となっていると思います。

ここに、公益財団法人アジア福祉教育財団の皆様、

UNHCR、IOMなどの国際機関の皆様、また、難民の方々と共に働かれている企業の皆様を始め、日頃から難民の方々が日本に定住するための様々な御支援をいただいている全ての関係者の皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略が未だに続いているだけでなく、中東でも人道状況が悪化しており、難民や避難民の増加を始め、諸課題の対処には我々が一層手を携えることが求められています。そうした中で、我が国では、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日より、補完的保護対象者の認定制度が開始されました。さらに、令和7年度からは、

これまで外務省が所管していた難民の支援事業を出入国在留管理庁に移管する方向で調整しており、事業移管後は、我が国が保護する外国人の受入れ・認定から支援までの総合的な対応が可能となります。

外務省としては、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための開発協力を行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進める、いわゆるHDPネクサスのアプローチを通じて国際的な難民問題の解決に引き続き取り組んでまいります。

最後になりましたが、本日御出席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心から祈念し、私の祝辞とさせていただきます。



共生社会実現の推進に向けて

出入国在留管理庁 長官

丸山秀治

本日ここに「第45回 日本定住難民とのつどい」が開催されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、本日表彰を受けられる定住難民の皆さま、事業主や支援者の皆さまには、心からお祝い申し上げます。

また、アジア福祉教育財団の藤原理事長をはじめ職員の皆さま、難民受け入れ事業の維持・向上にご助力いただいている新宿区の皆さま、民間事業所や民間ボランティアの皆さま、多くの関係者の皆さまのご尽力に対し、心からの敬意と感謝の意を表します。

定住難民の皆さま方におかれは、祖国から遠く離れたこの日本において、言葉や文化の違いをはじめとする様々な苦難を乗り越え、日本社会の一員として多方面においてご活躍されていることに対し、心から敬意を表します。

日本が難民の方々をお迎えしてから、すでに40年以上が経過しました。この間、世界の難民を巡る状況は、第二次世界大戦以降最多の難民・避難民が発生する厳しい状況になりました。こうした国際情勢を受け、日本においても難民・避難民の方々に対する国民の関心が高まっていると感じます。

今日、日本において、難民の方々の生活の安定が着実に進んでいるのも、難民の皆さま方一人一人のご努力によることはもちろんのこと、アジア福祉教育財団難民事業本部や地方公共団体の皆さまによるきめ細やかな対応、さらには地域社会における民間事業所や民間ボランティアの皆さまの献身的なご支援・ご協力の賜物です。

また、わが国の在留外国人数は、令和6年6月末に約359万人と過去最高を更新しており、外国人との共生社会の実現や、外国人の受け入れ環境整備の重要性は、ますます高まっています。法務省、そして出入国在留管理庁においても、共生社会の実現に向けた取り組みを推進しており、関係省庁と連携し、「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）」における相談対応や、地方公共団体の外国人相談窓口への支援等にも取り組んできたところです。

こうした取り組みを通じて、共生社会の実現にあたっては、外国人を含むすべての人が、これからの日本社会をともにつくる仲間として、それぞれの多様性を互いに尊重し、理解しあい、ともに成長していくことが重要であると実感しています。

この点、日本社会で生活している定住難民の方々と様々な交流を通じて培われた共生の経験は、外国人の受け入れに対するわれわれ日本人の理解を深めるとともに、外国人との共生社会の実現に向けた今後の取り組みにも大いに活かされていくものと期待しています。

また令和5年6月に入管法等の改正法が成立し、同年12月には紛争等からの避難民の方々をより確実かつ迅速に保護するため、補完的保護対象者の認定制度が開始されました。補完的保護対象者と認定された場合は、その安定的な在留をはかるため、原則として「定住者」の在留資格が付与されるなど、難民と同様に保護されることとなっております。

また補完的保護対象者の方々に対しては、572時限の日本語教育や120時限の生活ガイダンスを受講できる6ヵ月間の定住支援プログラムが提供されるなど、日本での自立に向けた支援を行っております。

引き続き国際情勢を注視しつつ、UNHCR等とも協調

しながら、人道上の危機に直面する方々の迅速かつ確実な保護に取り組んでまいります。そして、日本人と、難民の方々を含めた日本でくらす外国人がお互いを尊重し安全・安心にくらすことができる共生社会を実現していくため、関係省庁や地方公共団体等と連携しつつ、共生施策の一層の推進に努めてまいります。

最後になりましたが、関係者の皆さまの、なお一層のご発展とご活躍をお祈り申し上げますとともに、日本に定住された難民の皆さまが、今後とも母国の伝統と文化に誇りを持ちつつ、共生の輪を育みながら、日本社会においてより一層ご活躍されることを心から祈念して、私の挨拶といたします。



真の「多様性」、「包摂」が問われる時代に向けて

UNHCR駐日事務所 代表
伊藤礼樹

藤原理事長、吉住区長、河邊局長、丸山長官、ご来賓・ご列席の皆さま、第45回日本定住難民とのつどいにお招きいただきましてありがとうございます。

この数ヵ月間、レバノンやガザ地域を含めた中東での人道危機が連日報道され、また、世界各地で人道危機が広がり、長期化、複雑化しています。日本でも、例年がない酷暑などが続き皆さまも感じられたと思いますが、気候変動もこれまでにないスピードで進んでおり、世界の人道状況は悪化の一途をたどっています。いまや故郷を追われた人々は1.2億人を超えてしまいました。これは日本の総人口に匹敵する数です。

このように難民問題が拡大、長期化、そして複雑化するなか、昨年12月には、グローバル難民フォーラムという4年に一度の国際会議がスイスのジュネーブで開催されました。日本政府は共同議長国として、外務大臣にご参加いただき、本フォーラムにおいてリーダーシップを発揮していただきました。また、世界各地から企業や地方自治体、NGO、教育関係者や宗教団体、そして当事者の難民の方々など様々なアクターが参加し、日本もいろいろなかたちでGood practiceを発信しました。なお、日本政府をはじめ、日本の企業・団体などから40を超え

るPledge（宣言）が提出され、次回の2027年のグローバル難民フォーラムにつながるコラボレーションの強化が期待されております。

私は着任してからこの2年間、日本の様々な地域で地方自治体や企業、教育機関の関係者、学生の皆さんとお話しさせていただきましたが、難民問題に対する関心の高まりを直に感じ、大変嬉しく思っております。

日本では、1980年頃よりインドシナ難民の受け入れを、また、2010年にアジアでは初めて第三国定住難民の受け入れを開始しました。近年では、アフガニスタン、ウクライナ、シリア、スーダン、ミャンマーなどから逃れてきた方々も様々なかたちで受け入れており、また、昨年末からは、入管法改正に伴い、「補完的保護」という新しい制度も始まっています。これから日本では真の意味での「多様性」、「包摂」の意味が問われる時代が来ていると感じます。

先月、高等弁務官のグランディが訪日した際に申しておりましたとおり、日本においても様々なかたちで難民受け入れが徐々に広がっています。そしてこのようなポジティブな変化の継続のために、アジア福祉教育財団をはじめ、本日ご来席の皆さまのご支援が不可欠であることを強調いたします。

最後に、本日表示される皆さまに心からお祝いを申し上げますとともに、本日ご来場の皆さまの難民問題へのご関心に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

祝電の紹介

本日、難民の方々の受入れに携わる皆様の御尽力の下、第45回「日本定住難民とのつどい」が開催されるに当たり、心からお慶び申し上げます。

1970年代にインドシナ難民の受入れが開始されて以来、日本は、様々な事情から難を逃れて来日した難民の皆様を受け入れています。2010年以降は、第三国定住による難民の受入れも行われています。言葉、文化、生活環境が異なる中での苦勞を乗り越え、日本で自立した生活を送られている難民の皆様に、心から敬意を表します。また、難民の方々が首都圏のみならず、地方でも御活躍されていること

本日ここに、「第45回日本定住難民とのつどい」が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

難民の皆様がこれまで多くの御苦勞に遭われながらも、それらを乗り越えるために努力を重ねてこられたことは想像に難くありません。また、難民を支援されている関係者の皆様の長年にわたる御尽力も計り知れません。

ここに難民及び関係者の皆様に深く敬意を表すとともに、本日、表彰を受けられます難民の皆様、感謝状を贈呈されます難民雇用事業主・支援団体の皆様に心からお祝いを申し上げます。

文部科学省としまして、難民の皆様が我が国において身に付けられた日本語を活かして仕事や学業など様々な分野で御活躍できるよう、日本語

本日、「第45回日本定住難民とのつどい」が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

本日お集まりの皆様は、言葉や生活習慣の異なる日本で生活を続けていく中で、これまで幾多の困難に直面されたことと思います。そうしたことを乗り越え、職場や家庭、地域で御活躍されている皆様の今日までの御努力に深く敬意を表します。

関係機関や事業主の皆様におかれましては、日頃より難民の方々の雇用につきまして温かい御理解と厚い御支援をいただき心から感謝いたします。

公益財団法人アジア福祉教育財団の皆様におか

は、地方創生の観点からも重要です。

国際社会の分断と対立が進み、社会の連帯が一層求められている中、公益財団法人アジア福祉教育財団を始め、地方自治体や事業主の方々、支援団体の方々など、難民のサポートに当たられている関係者の皆様の御活動に敬意を表すとともに、心から感謝申し上げます。

本日御出席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心から祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

内閣総理大臣 石破 茂

教育の支援を実施してきたところです。特に、本年4月からは、我が国に暮らす外国人の方々の増加を背景に日本語教育の重要性が一層高まっていることを踏まえ、文部科学省の新たな組織として日本語教育課を設置し、我が国における日本語教育の推進のための体制を強化いたしました。より充実した体制のもとで、難民の皆様への支援を含め、日本語教育環境の整備に取り組んでまいります。

結びに、公益財団法人アジア福祉教育財団の一層の御発展と、本日お集まりの皆様の今後ますますの御健勝と御多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

文部科学大臣 あべ俊子

れましても、難民の方々への就労支援をはじめ、これまでの御尽力に重ねて感謝申し上げます。

厚生労働省といたしましても、難民の方々が自らの能力を十分発揮され、定住された地域社会でいきいきと働くことができるよう、支援に努めてまいります。

本日お集まりの皆様の今後一層の御発展と御活躍を心からお祈りして、私からのお祝いの言葉といたします。

厚生労働大臣 福岡資麿

第2部

難民定住者との意見交換会

テーマ 難民コミュニティと地域とのつながり

第2部では、「第4回難民定住者との意見交換会」が開催されました。本年度のテーマは、「難民コミュニティと地域とのつながり」。その目的は、①難民コミュニティが持つ問題や課題をお互いに情報交換し、今後の活動へ生かすこと、②ホスト社会である地域住民が難民コミュニティの持つ課題を知り、包摂する社会実現について共に考えていくことです。難民コミュニティの代表、難民支援団体、地方自治体関係者など31名の方にご参加いただきました。

NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会の土井佳彦代表理事をファシリテーターに迎え、難民コミュニティとホスト社会の実践例を紹介いただいたのち、参加者が6つのグループに分かれて自身の体験や思いなどを熱く語り合いました。最後に、各グループで話し合われた内容や印象に残ったことをグループの代表者から共有いただき、全員で地域とつながることの大切さや課題について考えました。



ファシリテーター

NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会
代表理事

土井佳彦

多文化共生団体のネットワーク強化や地域日本語教育、災害の時の外国人支援や、東海地域難民・避難民のネットワークづくりに携わるなど幅広い活動を行う。

出席団体一覧

- ・日本在住ベトナム人協会 (VAJ)
Nguyen Ha Klen Quoc
- ・在日ベトナムカトリック共同体
藤田 健一
- ・伊勢崎カトリック教会
ベトナムコミュニティ
朝倉 平
- ・在日カンボジアコミュニティ (CCJ)
八代 まりな
- ・カンボジア文化センター
クメールサマキ協会
遠藤 五郎
- ・連合在日カンボジアコミュニティ
西村 明
- ・在日本ラオス協会
ピンマチャン ビルンラハ
- ・PEACE
マリップ センブ
- ・在日ビルマ連邦少数民族協議会 (AUN)
ラエー マウン
- ・Harmony Sisters Network
カディーザ ベゴム
- ・Japan Bridge
Khaled Assaf
- ・Syrian Hands
渡 里香
- ・Stand with Syria Japan
杉谷 遼
- ・イーグル・アフガン復興協会
江藤 セデカ
- ・EmPATHy
金澤 伶
- ・新宿区 地域振興部
多文化共生推進課
櫻本 まり子
- ・横浜市 国際局 政策総務課
三島 俊範
- ・横浜市 国際局
グローバルネットワーク推進課
コヴァリエヴスカ ナタリア
- ・草加市 自治文化部 産業振興課
森田 直希
- ・学生団体S.A.L.
EthniCity Kawaguchi
八重樫 海斗
- ・さぼうと21
堀江 良彰
- ・パスウェイズ・ジャパン
折居 徳正
- ・難民支援協会 (JAR)
石川 えり
- ・日本国際社会事業団 (ISSJ)
石川 美絵子
- ・なんみんフォーラム (FRJ)
檜山 怜美
- ・かながわ難民定住援助協会
大里 三重子
- ・WELgee
成田 茉央
- ・Welcome Japan
龔 軼群
- ・国際日本語普及協会 (AJALT)
宮下 しのぶ



事例発表 1 難民コミュニティの実践例

地域社会と共に

特定非営利活動法人アディアベバ・エチオピア協会 理事
アベベ サレシラシェ アマレ



設立経緯

アディアベバ・エチオピア協会の設立は2010年です。2005年、エチオピアの情勢が悪化し、多くの若者が海外に逃れました。日本でもエチオピア出身の難民が急増し、言葉の壁、生活・就職困難、各種手続きの難しさ、文化や礼儀の知識欠如などによるトラブルが浮き彫りになりました。そうした課題に対応する責任ある組織が必要と考え、NPO法人を立ち上げました。

設立にあたっては、海外の事例なども参考に、2つのミッションを掲げました。第一に、孤立したエチオピアタウンをつくるのではなく、「現地社会の一員として、共に生きる方針を図る」こと。また、現状の課題に対応するため「現地の書かれた、または書かれなかった法およびルールを守る」ことです。多くのエチオピア人が暮らす東京都葛飾区で活動を始めました。

地域の日本人とつながるために

エチオピア文化を知ってもらう機会として「食事外交」を年3回行っています。エチオピア料理を楽

しんだり、コーヒーセレモニーを披露したり、民族ダンスを体験してもらったり。ダンス交流の参加者は当初エチオピア人だけでしたが、今では6割が日本人です。

一方で、私たちも日本の文化を学ぶ必要があるため、「日本の伝統文化体験」も行っています。茶道や花見を体験や、着物で現地の祭りに参加したりしています。「共同文化活動」として、大学や区役所などとの共同イベントや、高校生とのサッカーなど、お互いが学び合える環境づくりもしています。

防災訓練にも積極的に参加しています。近所にはお年寄りや体の不自由な方も暮らしているので、防災知識を身に付けることで自分の身だけでなく、周囲の人も助けられるからです。ほかにも、ボランティアの方々に支援いただき日本語教室を開催したり、区役所の専門家からゴミ取り扱い講座を受けるなど、日本のマナーやエチケットについて学ぶ機会も設けています。

こうした活動を通じて、たくさんの地域の皆さんと親睦を深めることができました。町内会にも入り、地域の皆さんも私たちを受け入れてくれています。今では葛飾区が故郷だと感じています。

ミッションを達成するため、食事外交「food diplomacy」

エチオピア料理コミュニケーション道具として活用

年3回文化交流会開催：
・エチオピアの新年文化交流会
・日本の新年文化交流会
・春文化交流会

コーヒーセレモニー Coffee Ceremony

- ・団体や一般市民向け、エチオピアコーヒーセレモニーを実施
- ・伝統的なエチオピア文化を紹介

ダンス交流 Dance Exchange

エチオピアは80以上民族であり、様々な民族ダンスの体験交流会を行っています

親睦を深める「食事外交」

日本の文化に触れる「touch & feel the culture」

日本の伝統文化体験

- ・茶道、和菓子の交流会実施
- ・花見体験
- ・着物着用して祭りへ

日本の伝統文化体験

共同活動「collaborative efforts」

共同文化活動

- ・大学
- ・区役所
- ・NPO法人
- ・任意団体
- ・学校

ショー、展示会、講座、サッカー試合を実施お互いから学び合う環境作り

互いに学び合う共同文化活動

事例発表2 ホスト社会(集合住宅)の実践例

外国人住民との共存・共生

鷺宮西住宅自治会 会長
山本徳太郎

自治会運営の課題

鷺宮西住宅は中野区にある戸数700弱の大規模団地です。住人の半分以上は外国にルーツを持つ方々で、日本人世帯の8割は70代以上の高齢者です。日本の少子高齢化が進む半面、外国籍住人が年々増加していることから、多文化との共存・共生が課題でした。自治会への加入者やイベントへの参加者は減少し、どんな人が住んでいるかもわからなかったの、防災のためにも外国籍の方と交流を図りたいと考えていました。

防災イベントをきっかけに

最初は、防災連絡網を作るための調査から始めました。アンケートを全世帯に配布したところ、皆さん防災活動に関心があることがわかりました。ただ、防災会議への参加を呼びかけても人は集まりません。そこで他団体との協働で企画したイベントが「外国人を交えた防災ミニトレーニング」です。やさしい日本語での告知チラシ、各国語での構内放送などで周知したところ、200名以上が参加。当日はスタンプラリー方式で放水や起震車体験などを行い、それを

きっかけに10名の外国籍住民が自治会に入会してくれました。

その後、本格的な交流をスタートしました。まず、日本での生活が長い人たちの懇親会を開催しました。その席でイベントに積極的に参加してほしい旨を伝え、第1回交流イベントとして「夏の花火大会」を開催しました。外国籍住民にも準備から参加してもらいました。当日、母国語でルール説明をしてもらうと、すごく盛り上がりました。イベント後には2名の方に棟の代表になっていただき、毎月定期的に集まって団地の各種課題について話し合っています。「ネパール会」と称してゴミ出しのルール説明会を開催したら、会場がいっぱいになるほど集まってくれました。

このように、顔を突き合わせてのコミュニケーションがとても重要です。お客様扱いをせず、イベントも一緒に運営していくことが大切だと学びました。多くの自治会は外国ルーツの方と交流をしたい、自治会活動に参加してほしいと思っています。今後もお互いに心地よく関わり合える方法を模索しながら、新しい交流の形を一緒につくっていきたいと考えています。



外国籍の人も
理解しやすい
開催告知チラシ



「外国人を交えた
防災ミニトレーニング」
の様子



夏の花火大会



ゴミ出しのルール説明会

グループ共有の内容紹介

A グループ

団地などの集合住宅で暮らす外国籍の人が増えたことで、外国籍住人がマジョリティになり、トラブルが起きているケースがあるようです。一方で、頼るべきコミュニティがない難民の方もいます。日本のルールやマナーを知らないことでトラブルになることもあるので、地域の自治会や自治体とつながることが大切です。こうしたトラブルへの解決策の好事例が共有できると良いのでは、という意見もありました。



B グループ

外国籍の人が地域のコミュニティや自治体などと連携するためには、一人ひとりの生活に余裕や安定がないと、アクティブな姿勢にはなれません。そこが大事なポイントになるのではないかと、ということが議論の中心となりました。また、コミュニケーションを図る前提として、日本のルールや文化を教えてくれたり、理解し合えない部分を補ってくれたりする存在が必要だということをグループで共有しました。



C グループ

それぞれの地域で行っている交流活動について情報交換をしま

した。団地にお住まいの方は、年2回の防災訓練に繰り返し参加することで交流が深まるとの感想でした。また、海外の料理を教える交流会への参加、警察署による交通ルールの説明会への参加などで交流を図っている事例もありました。防災について学ぶ機会の必要性や、意見交換できる機会があると心を開いて交流できるという意見もありました。



D グループ

他団体との協力の仕方が様々あることに気づきました。団体に

よって活動内容が違うので、適切な協働の仕方があるのではないかと話題が中心となりました。例えば、「横のつながりをつくることは大切だが、それぞれ得意・不得意もあるので、お互いのリソースを活用し合えたらいいのではないかと」「個人として何かのイベントに参加することから始まる交流もある」などの意見がありました。



E グループ

来日時期やバックグラウンドに違いがある中で、同じ国の出身、

民族であっても分断が起きることがあります。それをどうつなげればいいのかについて意見交換をしました。例えばドイツでは、シリア難民の方が個人でお店を経営し、そこに集えるという信頼性を担保したうえでつながりが形成されているという好事例があるそうです。ただ、日本でそれができているのか、できるのか、といった話を共有しました。



F グループ

私たちのグループには、ホスト社会と難民当事者、各種団体の人

が参加していましたが、共通していたのは、他団体の協力がないと活動は行えないということです。例えば、在日カンボジアコミュニティでは文化センターを立ち上げて、カンボジア人だけでなく、地域の他国の難民当事者と一緒に自分たちの文化を守り続ける活動をしているそうです。そこには日本の皆さんも一緒に活動されているとのことでした。



難民コミュニティ間の交流会



アジア フレンドシップ フェスティバルの開催

当財団では、2022年より難民コミュニティの交流や連携を深めることを目的に、10数のコミュニティ団体と定例会合を行ってきました。

会合で話し合われてきた中で、コミュニティ間の交流をさらに深めるための文化交流イベントを開催することとし、2024年11月3日（日）、JICA東京にて「アジア フレンドシップ フェスティバル」が実行委員会により開催されました。



今回は、ベトナム、カンボジア、ロヒンギャなどにルーツを持つ難民コミュニティからなる実行委員会を形成し、その実行委員が中心となって、会場下見、企画、運営までを行いました。当日は各コミュニティがステージでパフォーマンスしたり、ブースを設け、それぞれの文化の紹介が行われました。200人を

超える参加者は、初めて見る楽器の体験や、民族衣装の着付け等を体験して記念撮影などを楽しみました。初めての試みでしたが大盛況に終わりました。この開催を通して、これまで関わり合いのなかったコミュニティ同士が顔見知りになり、今後の連携促進に繋がりました。次回開催にご期待ください。



ベトナムの伝統踊り



カンボジアの伝統踊り



ロヒンギャの子どもたちの歌

開催に携わった実行委員の「声」などをHPでご覧ください。



難民コミュニティ団体への資金援助



世代を重ね、進む日本社会での活躍と アイデンティティの保持を支援

当財団は、難民をはじめとする外国にルーツのある人々の多様な文化や価値観を尊重し、誰もが多様性を発揮できるよりよい包摂社会の実現を目指しています。

当財団では、難民をはじめとする外国にルーツのある人々が、日本での生活基盤を安定させることが、包摂社会創生への第一歩になると考えています。そのために昨年から継続して難民コミュニティ団体へ

の資金援助を行っています。

今年度は6団体12事業に対し、総額約450万円を援助しました。その中の2つの活動について紹介します。

■ 2024年度資金援助一覧表

● NPO 法人 在日カンボジアコミュニティ (CCJ)	①防災意識向上講座 ②親子料理教室 ③学習教室 ④クメール語・民族舞踊教室
● 一般社団法人 カンボジア文化センタークメールサマキ協会	①日本語教室 ②労働問題等相談会
● NPO 法人 日本在住ベトナム人協会 (VAJ)	①次世代リーダースキルアップ研修 ②日本語能力向上研修
● Harmony Sisters Network	①ロヒンギャの子どもたちのための学習プログラム ②ロヒンギャの女性のための生活・健康サポート
● NPO 法人 PEACE	①ミャンマー語教育
● EmPATHy	① UNHCR の国際会議 Consultations on Resettlement and Complementary Pathways へ参加のための渡航費

活動紹介①

▶日本語教室

(一般社団法人
カンボジア文化センター クメールサマキ協会)

カンボジア難民定住者として長く日本で生活する方々や、来日間もないニューカマーの中には、日本



クメールサマキ/日本語教室

語がままならず日常生活に困難を感じる人がいます。日本語の学習機会を提供し、普段の生活や仕事に活かすことで、日本の習慣を理解するだけでなく、近隣の住人や買い物で出会う人たちとも会話ができるようになり、自らが主体となつて共生社会の実現に取り組むことができます。



クメールサマキ/労働問題等相談

活動紹介②

▶次世代リーダースキルアップ研修

(NPO法人 日本在住ベトナム人協会(VAJ))

日本在住ベトナム人協会(VAJ)は、近年のベトナム人留学生・技能実習生の来日急増等の影響を受けて、コミュニティが担う役割の大きく変わってきています。ベトナム人へのピアサポート体制の構築

やベトナム人の社会での活躍促進を目的として、若者たちのコミュニティ活動への参加意欲向上、組織力強化に向けて取り組んでいます。若手幹部を育成し、リーダーシップ能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を高めるための「次世代リーダースキルアップ研修」を実施し、コミュニティのネットワークの拡大とVAJの次年度の活動計画の策定を行いました。



VAJ/グループ討論で企画を練る



VAJ/新たなアクションプランを決定

難民の支援団体への資金援助



教育と就労にフォーカスした支援

当財団では、難民にルーツを持つ人々が社会的に包摂されることへの貢献として、「教育」「就労」の各支援に実績と知見を持つ2団体へ資金援助を行っています。

1

教育

社会福祉法人 さぼうと21

第三国定住難民児童生徒に対する 補習教室

日本政府は2010年より第三国定住*難民を受入れています。日本語の壁などもあり、難民児童生徒が定住地で通う小・中学校での学習に困難を抱えるケースが少なくありません。そこで当財団では、学習支援に実績と知見を持つ社会福祉法人さぼうと21が運営する補習教室（通称「^{らっこう}楽校」）（対象は千葉市に定住する第三国定住難民の児童生徒）の事業に対し、2021年度より資金援助を行っています。

4年目となる今年度は、引き続き教科学習の支援、中学生への進路指導、保護者が子どもの成長に関わる知識を理解するための様々なワークショップを行っています。また、中学3年生の受験生が5名在籍しているため、進路アドバイスや受験対策にも力をいれています。具体的には、学習指導者とアドバイザーが生徒ひとりひとりに応じた個別支援の充実を

図るためオンラインによるミーティングを、月に1度、実施しています。児童生徒からは「この教室のおかげで、高校に行きたいと思った」「自分の居場所ができた」など前向きな声が聞かれました。

当財団では、今年度、当事業に対して総額約470万円の資金援助をしています。



中学生クラスの様子

■ 2024年ワークショップ（2024年6月～11月までの実施分）

- 第1回 6月 …… 千葉県における高校進学に向けた進路ガイダンス
- 第2回 10月 …… 防災（千葉県内被災事例、ハザードマップ、避難行動）
- 第3回 11月 …… 防災（被災時、避難時に役立つ施設や表示、備蓄品）



高校進学に向けた進路指導



災害自販機の使い方講習

【補習教室「楽校(らっこう)」の名称について】

子どもたちからアイデアを募り、学校や塾とは異なり楽しく学ぶ新たな場所、とのことで「楽校」と名付けた。絵を描くことが上手な当時小学5年生の子どもが、教室のイメージキャラクターを描いた。



*第三国定住とは：

外国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、その国から新たに受け入れに合意した第三国へ移動させること。難民は移動先の第三国において庇護あるいはその他の長期滞在の権利を与えられる。日本政府は、2010年からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を、2015年からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を第三国定住難民として受け入れてきた。また、2020年からその対象を「アジア地域に一時滞在する難民」に拡大している。

2

就
労

公益財団法人 パスウェイズ・ジャパン

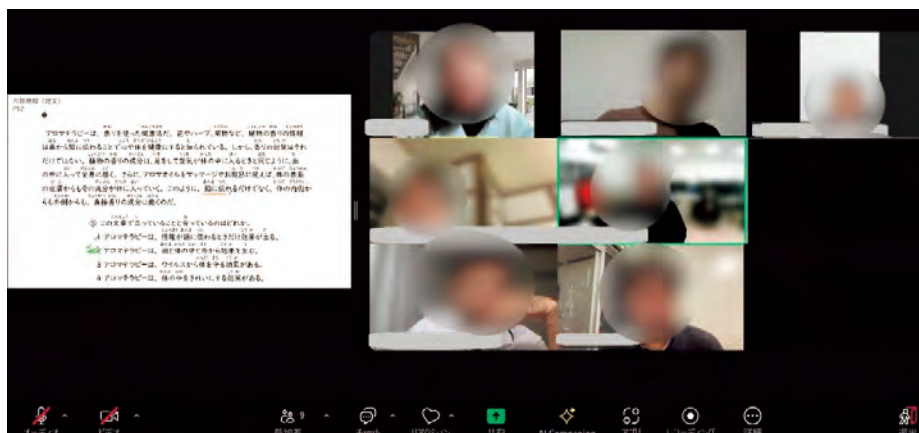
アフガニスタン退避者等への就労に向けた日本語教育

パスウェイズ・ジャパンでは、アフガニスタン退避者等が、日本で目指すキャリアに応じた就職活動や就職後に必要な知識やスキルを身につけるために、オンラインによる日本語講座を開講しています。

この日本語講座は、「しごとの日本語（初級）」、「N3

（日本語能力検定試験3級）対策講座」、「フォローアップ講座」の3講座があり、岐阜県や沖縄県からも参加しています。講座では、熟練した日本語教師が、JLPT（日本語能力検定試験）の受験を意識した問題を出しながらポイントを絞って指導したり、会話を多く取り入れるなど、受講者が主体的に課題に取り組む工夫をしています。

当財団では、この活動に対して150万円の資金援助をしています。



オンラインクラス

招聘事業の刷新と再開について

アジア福祉教育財団（以下、財団）が行う招聘事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延で4年半中断していましたが、2023年9月に事業内容を改めて再開し、取り上げる課題について参加各国と緊密に打合せを行いながら実施する方式に刷新しました。新しい軌道に乗ったものと喜んでいます。

私はコロナ前の事業に、厚生労働省国際課長などの立場で依頼を受け、講義の企画提供などで関わってきましたが、招聘事業の再開に向け藤原正寛理事長より相談を受け、事業内容の見直しに関わらせていただきました。以下、この間の考え方、財団の対応、今後の方向性について解説します。

この招聘事業は発展を続けながら実施できると良いと考えます。本稿ご覧の皆さまには、ご意見、応援をお願いしたく存じます。



藤田医科大学 教授・保健衛生学部長
アジア福祉教育財団 福祉政策担当アドバイザー

堀江 裕

事業開始から2019年までの招聘事業について

財団にとって難民事業と並ぶ主要事業である招聘事業は、1978年に第1回としてタイ一行を招聘、1985年の第21回には複数国を招聘する形式になりました。2019年に第118回を数え、延べ1,943名が本事業で来日したと記録があります（「民間外交としての招聘とは」広報誌『愛』43号、2020.2, p.18-27）。1週間の期間に日本の社会福祉行政についての講義や福祉施設視察を行うほか、地方視察（奈良市役所や周辺寺社訪問）を行うことで、参加者相互

間の懇親はもちろんのこと、アジア諸国との人的パイプ構築がはかられました。

そこに新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延が起こり、招聘事業は中断を余儀なくされました。組織の活動は、継続させるだけでも労力が必要ですが、中断していたものを再開させるにはさらなる労力を要します。事業を再開された藤原理事長をはじめ、理事各位、事業を支える事務局の皆さまの決意と実行力に敬意を表したいと思います。

招聘事業再開に至る振り返りと見直しについて

事業の中断は残念でしたが、一方で、それまでの招聘事業を振り返り、見直す良い機会にもなりました。

振り返りの第1は、伝統の継続に力を入れるがために、同様の講義の反復の弊害が出て、時代性を見失いがちになっていたことです。

第2に、招聘事業には延べ2千名近い参加がありましたが、中断期間中に再開に向けて相談できる歴代参加者が見当たりませんでした。複数回来日した参

加者が引退をしていたり、財団側で丁寧に企画連絡をする中で、各国参加者への意向伺いが、講義・視察の内容よりもロジ的な側面が中心となり、参加者側の主体性が低くなったことが原因と考えられました。

藤原理事長の発案で、再開後の2年間は「特別招聘」と位置づけ、各国から参加する公務員等のうち1名は事務次官・局長級の高位の方、もう1名は実務的な若手の担当の方とし、内容も2年間の特別招聘

の後を見据え、通常招聘の内容の打合せに重点を置くことにしました。また、私からも提案をさせていただき、参加各国の主体性を引き出す観点から、各国の福祉課題を「カントリーレポート」として報告していただき、参加各国間での質疑も行うようにしました。2023年9月実施の第1回（通算第119回）で8か国1地域から、2024年4月実施の第2回（通算第120回）で3か国1地域から各2名の参加がありました。

藤原理事長が考える招聘事業の理想像は、今後、特別招聘の参加者には後述の“Joint Re-Union”に

毎年に参加を求め、翌年のテーマを相談する過程でアジア各国間の連帯を深めてもらうことです。一方、通常招聘には、特別招聘参加者が中心となって推薦した方に参加を求める意向です。扱うテーマによっては、特別招聘参加者が自ら参加する場合も出てくると考えられます。

以下、2023年、2024年に実施の特別招聘と“Joint Re-Union”、さらには2025年度の通常招聘のテーマなどについて紹介します。

特別招聘について

特別招聘第1回は2023年9月11日～15日に、第2回は2024年4月22日～26日に実施されました。いずれも、歓迎レセプション、理事長主催夕食会のほかは、日本側有識者からの講義と各国からの社会保障課題についてのカントリーレポートが中心となりました。

カントリーレポートは、各国が10分程度で発表。その後、質疑応答の時間が設けられ、最後に「次回通常招聘に可能なテーマ」について話し合われました。



講義プログラム



「世界とアジアの人口トレンド」について

講師：
国立社会保障・人口問題研究所 所長

林 玲子



日本の社会保障の歴史的課題と解決策

講師：
藤田医科大学教授・保健衛生学部長

堀江 裕



新型コロナウイルス感染症のもたらした感染と社会的公正

講師：
JICA緒方貞子平和開発研究所
主席研究員

瀧澤 郁雄



How is Japan meeting its challenges? -Security, Economy, Society

講師：
日米協会会長 元駐米国大使

藤崎 一郎



第2回 特別招聘カントリーレポート

より強固な社会的保護制度に向けて



セムル総合研究所 研究および
アウトリーチ担当部長
アチア ユナ
セムル総合研究所
主任研究員
ホミシナチン ニラ ワルダ

マレーシアの社会的保護



女性・家族・地域社会開発省
副次官
チュア チューン ホワ
女性・家族・地域社会開発省
社会福祉局 副局長
ロスマワティ ビンティ イシャック

ラオスにおけるソーシャルワークの状況



労働・社会福祉省
社会福祉局 副局長
スポンサーイ ローベンシー
労働・社会福祉省 社会福祉局
児童保護支援部 副部長
カムスック ソンバポーン

台湾における障害者のための政策とサービスの開発



厚生省 社会・家族局
障害者福祉課 課長
尤 詒君
厚生省 社会・家族局
障害者福祉課 主任
劉 媚均

2024年第2回に際しては、羽田にある藤田医科大学東京先端医療研究センターの見学が行われました。



藤田医科大学東京先端医療研究センターにて
説明を受ける招聘者

Re-Unionと2025年のテーマ

各国参加者間の意思疎通を深め、交流を活性化する観点から、第1回、第2回とも、特別招聘事業の実施後、オンラインによる“Re-Union”（同窓会）を行いました。第1回は、2024年1月30日、第2回は、2024年8月1日に開催。第2回は、第1回、第2回双方の参加者に声かけし、“Joint Re-Union”のかたちで実施しました。各回の学びを全員で共有するとともに、2025年の通常招聘のテーマ選定に焦点を当てました。参加各国が中心テーマの選定に関わることは、多様な意見から結論を見出すことになるため、一体感の醸成にもつながったと考えます。

Re-Unionのファシリテーターは私が務め、特別招聘における各国のカントリーレポートの内容を振

第2回 特別招聘日程

月/日	内容
4/22 (月)	羽田・成田国際空港より入国
4/23 (火)	・オリエンテーション ・セミナー 「世界とアジアの人口トレンド」について 講師：国立社会保障・人口問題研究所 所長 林 玲子 新型コロナウイルス感染症のもたらした感染と社会的公正 講師：JICA緒方貞子平和開発研究所 主席研究員（人間開発領域長）瀧澤 郁雄 日本の社会保障の歴史的課題と解決策 講師：アジア福祉教育財団 福祉政策担当アドバイザー 藤田医科大学教授・保健衛生学部長 堀江 裕 ・講演 How is Japan meeting its challenges? -Security, Economy, Society 講師：アジア福祉教育財団 副理事長 日米協会会長 元駐米国大使 藤崎 一郎 ・質疑応答 ・歓迎レセプション
4/24 (水)	・各国の関心テーマの提示、Country Reportの発表 ・今後の招聘事業の在り方について自由討議 ・施設見学 羽田イノベーションシティ 藤田医科大学東京先端医療研究センター
4/25 (木)	・自由行動
4/26 (金)	羽田・成田国際空港より出国

り返りながら、実施しました。a) 社会的包摂 (Social Inclusion)、b) 現役世代への支援、c) 政策の横の連携、d) 防災 (Disaster Preparedness) の4つが候補となり、議論がなされました。

2025年の通常招聘は、5月20日～24日に計画され

ています。テーマは、“Joint Re-Union”での議論を踏まえ、“Addressing social isolation and loneliness among older people”（高齢者に広がる社会的孤立と孤独）に決定し、2024年9月、各国に通知しました。

2025年の通常招聘事業に向けて

2025年の招聘事業は「高齢者の孤立と孤独」がテーマです。地域共生社会、アジアの高齢化を専門にする私から見ると、アジア各国における高齢化の進捗は異なるものの（別添表を参照）、家族、コミュ

ニティの機能と晩婚化、少子化の進展など、アジア各国に共通する課題があると考えています。

アジア各国相互の連携が深まり、財団の招聘事業のプレゼンスが高まれば素晴らしいと考えています。

主要人口動態指標 (ASEAN+3)

2024年10月 堀江 裕（財団事務局の支援で作成）

	1) 中央年齢 (歳)		2) 合計特殊 出生率 (/女性)		3) 乳児死亡率 (/1,000出生数)		4) 死亡率40歳前 (/出生1,000人)		5) 平均余命 (出生時、年)		6) 65歳以上高齢化率 (%)				7) GDP/人
	2000	2023	2000	2023	2000	2023	2000	2023	2000	2023	1980	2000	2023	2040	2023
日本	47.7	49.0	1.30	1.21	1.8	1.6	13	13	84.7	84.7	9.1	17.4	29.6	35.3	\$33,834
大韓民国	42.8	44.5	0.81	0.72	2.3	2.1	15	8	83.7	84.3	3.8	7.1	18.3	33.8	\$33,121
中国	37.5	39.1	1.24	1.00	6.1	5.1	28	27	78.0	78.0	4.4	7.0	14.3	26.6	\$12,614
台湾	41.7	43.5	0.99	0.87	3.2	3.0	20	19	81.1	80.6	4.0	8.5	18.3	31.5	\$32,319
ASEAN諸国															
ブルネイ	24.8	31.8	2.40	1.75	8.8	8.1	42	36	74.0	75.3	2.8	2.8	6.5	14.0	\$33,431
カンボジア	17.0	25.8	3.79	2.58	78.3	19.2	217	88	59.5	70.7	3.2	2.8	6.0	8.9	\$1,875
インドネシア	23.6	29.8	2.50	2.13	41.3	17.1	110	62	66.3	71.1	3.7	5.0	7.0	12.1	\$4,941
ラオス	17.0	24.3	4.43	2.42	76.1	31.7	212	84	58.3	69.0	3.4	3.4	4.5	7.3	\$2,075
マレーシア	22.5	30.1	2.94	1.55	8.4	6.4	46	33	72.7	76.7	3.4	3.9	7.5	12.4	\$11,649
ミャンマー	22.9	29.5	2.81	2.12	68.3	31.8	186	107	60.4	66.9	4.1	5.0	7.1	11.0	\$1,188
フィリピン	19.0	25.3	3.75	1.92	27.7	20.7	93	71	67.8	69.8	2.6	3.0	5.3	8.8	\$3,726
シンガポール	31.2	35.1	1.34	0.94	3.1	1.7	22	10	77.8	83.7	4.7	6.2	13.1	21.4	\$84,734
タイ	29.0	39.7	1.73	1.21	16.7	6.2	110	53	71.2	76.4	3.3	6.1	14.7	25.6	\$7,172
ベトナム	22.7	32.4	2.03	1.91	22.2	15.1	82	67	72.7	74.6	5.3	6.0	8.6	15.7	\$4,347

1)-6) 国連：2024年の世界人口見通し

7) 世界銀行国民経済計算データ 台湾省：<https://eng.stat.gov.tw/Point.aspx?sid=t.1&n=4200&sms=11713>

参加者から— 今後のプログラムへの 要望

インドネシア

高齢化社会に向けて、「社会保障費の調達方法」や「若年層の理解も得られる政策立案のプロセス」について、すでに経験をしている日本から学びたいです。FWEAPとJICAが連携したプログラムも有意義だと思います。

マレーシア

未知の災害や病気に立ち向かううえで基盤となる社会保障をベースにした「平等」と「ともに生き抜くこと」をテーマにしていきたい考えです。また、これまでに日本が経験している災害や高齢者に対する施策を学びたいです。

ラオス

「ソーシャル・インクルージョン」だと枠組みが大きすぎるため、高齢者に直接影響する「社会保障」と「災害への備え」に重点を置いたプログラムにしたい考えです。定期的なオンラインミーティングと意見交換を望みます。

台湾

すべての人が幸せに暮らせるよう、ソーシャル インクルージョンに関する議論は今後も重ねていくべきです。また、その考え方を、災害への備えや、災害後の対応にも生かすためにも、行政の皆さんにもプログラムに参加いただきたいと思います。

2024 年

難民事業本部 (RHQ) 難民支援事業報告

難民事業本部 (RHQ) 本部事務所は東日本地区の業務を、関西支部は西日本地区の業務を行っています。RHQ 支援センターでは、難民が日本社会で自立・定住していくための定住支援プログラムを実施しています。

RHQ が実施する事業についての詳細は、
RHQ のホームページをご参照ください。
X (旧 Twitter) でも活動を紹介しています。



RHQ HP



X (旧Twitter)

RHQ のスローガン「難民に向き合い未来を築く」には、2つの理念が込められています。

1つめは、難民等の支援にあたり、一人ひとりと真摯に向き合います。そして、その未来を育むお手伝いをします。

2つめは、一人ひとりを自立した地域の構成員として日本社会に包摂していくことをめざします。そして、難民等が社会の力になることで、日本の未来にも資するように努めます。

難民に向き合い未来を築く



1. 第三国定住制度による難民受け入れ

2024年度は、第三国定住制度により、マレーシアに一時滞在していた難民をRHQ支援センターに前期と後期の2回にわたり受け入れました。前期コースでは3月に21世帯29名を受け入れ、9月まで定住支援プログラムを実施し、愛知県、静岡県、埼玉県、大阪府、東京都で定住を開始しました。後期コースでは10月に10世帯17名を受け入れ、2025年3月まで定住支援プログラムを実施しています。

第三国定住制度とは、人道支援、国際社会への貢献の1つで、難民キャンプ等で長期滞留する難民を、日本等難民条約加盟国に第三国定住という形で受け入れ、難民問題の恒久的な解決を図るものです。

日本政府は2010年から受け入れを開始し、14年目にあたる2024年10月までに、タイやマレーシア等から合計133世帯323名が受け入れられました。

2. 条約難民に対する定住支援プログラム

法務大臣により、難民認定された条約難民とその家族に、日本で自立した生活を送るために必要な定住支援プログラムを実施しています。



2024年度は、アジア、アフリカ、中東出身の条約難民に対して、以下の定住支援プログラムを実施しました。

- ・前期コース：14世帯26名
- ・後期コース：4世帯4名
- ・夜間コース：30世帯42名（通年コース）

現在、条約難民に対する定住支援プログラムは、主に、オンラインによる少人数グループ学習で実施しています。今年度は、前期、後期、夜間の3コー

スを設け、対面2クラス・オンライン7クラスを開講しています。RHQ支援センターでは、オンライン授業をクラス単位のタブレットで管理しています。

3. 補完的保護対象者に対する定住支援プログラム

2023年12月1日より、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民等を確実に保護する制度として、補完的保護対象者認定制度が開始されました。2024年2月末までに647人が補完的保護対象者として認定されています。

2023年の閣議了解により、補完的保護対象者への定住支援の実施が決定され、2024年4月よりRHQ支援センターにおいて、補完的保護対象者とその家族のうち希望者に対する初動的な支援として、出入国在留管理庁の委託を受け、定住支援プログラムが開始されました。

- ・前期コース：41名
- ・後期コース：104名
- ・夜間コース：60名（通年コース）

2024年度は、前期、後期、夜間の3コースを設け、対面とオンラインの2形式で運営しています。受講者の増加に伴い、後期コースから大阪にも教室を設けています。

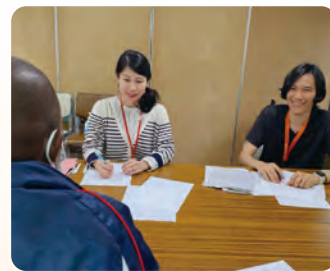


4. 難民認定申請者及び補完的保護対象者認定申請者に対する援助事業

RHQでは、難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請を行っている人のうち、生活困窮者と認められる人に対して、生活費、住居費、医療費の支援を行っています。住居が無い人への緊急宿泊

施設の提供も継続して行っています。

難民認定申請者等の増加に伴い、RHQへの保護申請受付も比例して増



加しています。こうした状況に対応するため、政府とともに対応を進めています。

※ 英語、フランス語、ウクライナ語で受け付けています。

●窓口受付時間：

月曜-金曜（年末年始・祝日を除く）9：30-17：00

●フリーダイヤル：

0120-925-357（難民認定申請者専用）

0120-400-250（補完的保護対象者及び補完的保護対象者認定申請者専用）

5. ウクライナ避難民受入支援

日本政府は2022年以降、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻によりウクライナ近隣諸国等に避難している者を受け入れることを決め、RHQに本邦での生活を支援する業務を委託しています。RHQでは、日本に滞在するウクライナ避難民のうち日本に身寄りがいない方を中心に日本政府が指定する避難民に対して、生活費や医療費等の支援を実施しています。

6. 広報・啓発活動

難民の日本での定住には、政府委託事業としてRHQが実施する事業に加えて、難民の就労、住居の確保、子どもたちの教育、行政、医療、地域コミュニティ等、生活全般について社会の多くの方々のご理解とご協力が欠かせません。RHQでは、日本の難民受け入れ事業の意義について、国民の理解が一層深まることを願って、国際協力イベントへの参加等広報・啓発活動に取り組んでいます。また、関西支部では、教育委員会等と協力して、多文化共生、国際理解、平和、難民等の地球的課題について、セミナー等を開催しています。



7. 2024年 RHQの活動から①

難民理解講座を実施しました

——「世界難民の日」に寄せて

2024年6月16日、横浜市青葉区・都筑区を中心に外国人支援等の活動をしている団体サロン・デ・チャルラス様にご依頼いただき、公開講座として難民理解講座を実施しました。同講座は、6月20日の「世界難民の日」に合わせて行われ、同団体の会員等24名に参加いただきました。RHQからは、インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者の日本への受け入れの経緯や定住の制度、RHQの支援事業について説明しました。

講義後に参加者がグループに分かれてディスカッションを行った後、各グループで話し合った内容を発表しました。発表では、「難民と言っても条約難民や第三国定住難民等さまざまな区分があることを知った」、「難民受け入れの初動支援として日本語教育が行われていることは必要なことだ」、「第三国定住難民は受け入れ人数が少ないと思ったが、就労先や住居を確保し、継続的なアフターケアも行うので、単に受け入れ人数を増やせばいいわけではないことがわかった」等の感想や



意見がありました。参加者の皆様の難民に対する関心は高く、今後も難民について知る機会を得ていきたい、難民理解講座のような場をもっと増やしてほしいといった感想もいただきました。

最後にRHQから、「難民は、日本の皆さんと同じようにそれぞれの定住先で生活を営み、労働し、納税もする。日本社会の将来のためにも難民の方々が地域の構成員として定着できるよう、地域の皆さんにも文化交流や日本語の支援、また日々の生活の中での身近な関わりをぜひ持っていただきたい」とメッセージをお伝えしました。

※RHQホームページ「難民理解講座を実施しました」(2024.7.11)より一部加筆修正し掲載しています。

2024年 RHQの活動から②

RHQ支援センターで学習発表会を行いました

——日本定住への希望を胸に

2024年9月2日、RHQ支援センターでは、第三国定住難民第48期（第15陣）、条約難民第49期（前期対面コース）の定住支援プログラム修了を前に、入所者が半年間の日本語学習の成果を披露する学習発表会を行いました。入所者は、2024年4月から日本語学習を開始し、入所当時はほとんど日本語の読み書きができませんでしたが、今では日本語でスピーチを書いたり読んだりすることができます。発表会では、自分の言葉で、子供のころの思い出やRHQ支援センターでの経験、将来の目標等を発表しました。日本に定住し、いつか「自分の会社をつくりたい」「大学に行きたい」等、さま





ざまな将来の夢も語られました。入所者の多くが2024年10月から新たな定住先で就労を開始し、新生活を始めます。入所者らから、「不安はあるけど、将来のために頑張ります！」と力強い言葉が聞かれると、来賓の方々や日本語講師等から激励の拍手が送られました。

※RHQホームページ「RHQ支援センターで学習発表会を行いました」(2024.9.10)より一部加筆修正し掲載しています。

2024年 RHQの活動から③

グローバルフェスタ JAPAN2024 に出展しました

——国際協力を担う団体の一員として

2024年9月28日、29日、2日間にわたる国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN」が開催され、RHQも広報ブースを出展しました。RHQでは、国際協力に関心をお持ちの方々はじめご来場の皆様に、RHQが行う難民及び補完的保護対象者への定住支援事業等を知っていただくことを目的にパネル展示や広報物の配布、民族衣装（ミャンマーのカレン族）の展示等を行いました。

本年度のグローバルフェスタは例年を上回る来場者数とのことで、RHQブースにも多くの方が立ち寄ってくださいました。特に学生の方が多く来訪され、熱心に展示物を見てくださったりスタッフに質問して下さったりしたことが印象的でした。学生の方の中には、大学の授業で難民や外国



人との共生について学んだから興味があって来たという方や日本語教室のボランティアをしていて難民に対する日本語教育も知りたいと思ったという方、将来は外国人支援に関わってみたいと考えている方等がいらっしゃいました。

また他にも、国内のウクライナ避難民支援に関心をお持ちの方や実際に支援をされているブース出展者の方もRHQブースに立ち寄ってくださり、RHQから補完的保護対象者に対する定住支援プログラム等について情報提供を行いました。

ブースを訪れる方の多くは初めてRHQを知る方がほとんどでしたが、そのような方々にRHQ及び日本の難民等支援についてお伝えすることができ大変良い機会となりました。ブースにお立ち寄りくださった皆様にとっても有益な情報が提供できていましたら嬉しい限りです。

※RHQホームページ「グローバルフェスタ JAPAN2024に出展しました」(2024.9.30)より一部加筆修正し掲載しています。



2024年 財団の活動

3月4日	第36回理事会、第32回評議員
3月7日	第三国定住難民第46期（第14陣）後期コース修了式
3月19日	条約難民第47期後期コース修了式
3月19日	条約難民第45期夜間通年コース修了式
4月	社会福祉法人さほうと21へ第三国定住難民児童生徒の教育支援のための資金援助 公益財団法人パスウェイズ・ジャパンへアフガニスタン退避者の日本語教育支援のための資金援助
4月1日	出入国在留管理庁委託・令和6年度補完的保護対象者等救援業務及び定住支援業務 開始
4月3日	条約難民第49期前期コース開講式
4月3日	条約難民第49期夜間通年コース開講式
4月4日	第三国定住難民第48期（第15陣）前期コース開講式
4月15日	補完的保護対象者（第1期）前期コース開講式
4月15日	補完的保護対象者（第1期）夜間通年コース開講式
4月22日～25日	第2回特別招聘としてインドネシア、マレーシア、ラオス、台湾から各2名を招聘
6月～	難民コミュニティ6団体12事業に対する資金援助
6月7日	第37回理事会
6月24日	第33回評議員会
6月24日	第38回理事会(書面決議)
7月18日	難民コミュニティとのオンライン会合
9月4日	第三国定住難民第48期（第15陣）前期コース修了式
9月11日	条約難民第49期前期コース修了式
9月18日	補完的保護対象者（第1期）前期コース修了式
10月1日	補完的保護対象者（第2期）後期コース開講式
10月2日	第三国定住難民第50期（第16陣）・条約難民第51期後期コース合同開講式
11月3日	アジア フレンドシップ フェスティバル
11月18日	役員懇談会
12月8日	第45回日本定住難民とのつどい 第1部「表彰式典」 第2部「第4回 難民定住者との意見交換会」 第3部「交流会」

ご芳情とご支援

2024年度 寄付金			(2025年1月現在)		
			(敬称略)		
●基本財産特定寄付			7月	日引 聡	100,000円
2024年7月	八千代電設工業(株)	1,000,000円		西山 裕子	10,000円
2025年1月	中央自動車工業(株)	300,000円		由美子 タイヴァース	10,000円
				大吾朗&ケルシー タイヴァース	5,000円
				美千子&ベッキー タイヴァース	5,000円
●一般寄付				北岡 瑛子	20,000円
2024年2月	山下 民輔	50,000円		井上 志帆子	2,000円
	井上 志帆子	2,000円	8月	保田 順和	30,000円
	井上 透	15,000円		藤原 玲子	200,000円
3月	小泉 和子	30,000円		井上 志帆子	2,000円
	川端 章夫	10,000円	10月	井上 志帆子	2,000円
	竹中 淳	10,000円		小杉興産(株)	500,000円
	井上 志帆子	2,000円		井上 志帆子	2,000円
4月	福田 慎一	30,000円	11月	大塚 知子	100,000円
	佐藤 信	500,000円		井上 志帆子	2,000円
	坂田 信一郎	30,000円	12月	匿名	100,000円
	井上 志帆子	2,000円		井上 志帆子	2,000円
5月	井上 志帆子	2,000円		池田 譲治	10,000円
	藤原 正寛	300,000円	2025年1月	栗田 由利子	10,000円
6月	大塚 啓二郎	50,000円		井上 志帆子	2,000円
	大塚 知子	50,000円			
	井上 志帆子	2,000円			
合計			3,499,000円		

ご寄付のお願い

日本に定住する難民の支援事業やアジア諸国の福祉関係者を日本に招聘する事業など、当財団が行っている公益目的事業を遂行するために、皆様からのご寄付を歓迎いたします。

なお、当財団は「公益財団法人」の認定を受けており、寄付金には、税制上の優遇措置が適用されます。

・お問い合わせ先

アジア福祉教育財団事務局（担当：渡辺）
電話番号：03-3449-0222 / E-mail：info@fweap.or.jp

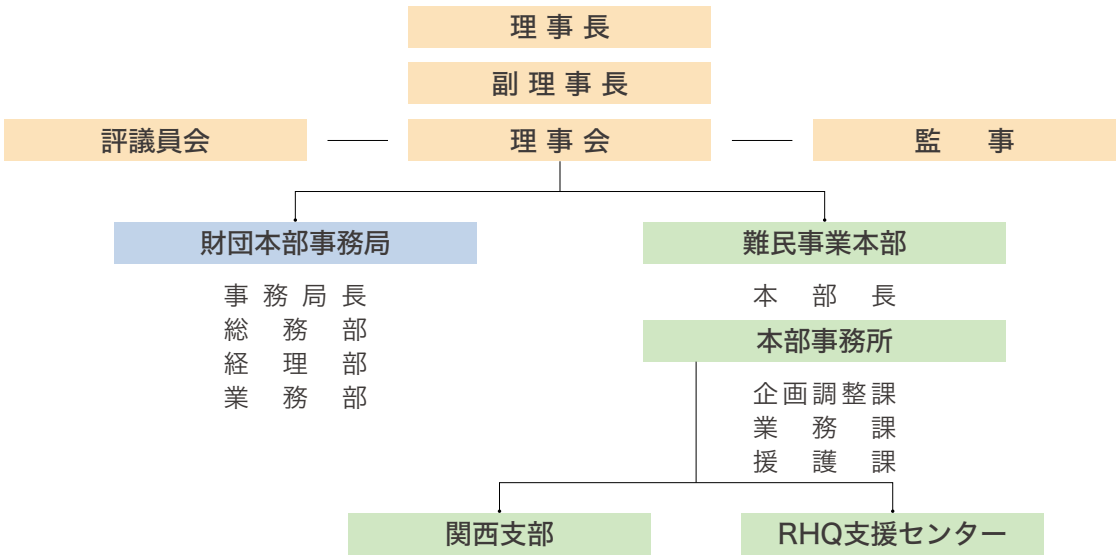
・銀行振込

振込先：三菱UFJ銀行 広尾支店 普通預金 0228683
口座名義：公益財団法人アジア福祉教育財団
※お振込後、メール（info@fweap.or.jp）または FAX（03-3449-0262）にて
ご住所とお名前、ご連絡先をお知らせください。寄付金領収書をお送り致します。

・寄付金控除について

ご寄付は、特定公益増進法人への寄付（特定寄付）に該当し、優遇処置が認められます。

公益財団法人 アジア福祉教育財団 機構図



役員等名簿

2024年12月現在

理事長	藤原 正 寛	〈東京大学名誉教授、元日本経済学会会長〉
副理事長	藤 崎 一 郎	〈日米協会会長、元駐米大使〉
理 事	明 石 純 一	〈筑波大学人文社会系教授〉
〃	今 井 環	〈日本相撲協会理事、囲碁将棋チャンネル取締役会長〉
〃	古 城 佳 子	〈青山学院大学国際政治経済学部教授、東京大学名誉教授〉
	佐々木 聖 子	〈入管協会理事、元出入国在留管理庁長官〉
	須 田 美矢子	〈キヤノングローバル戦略研究所特別顧問、元日本銀行政策委員会審議委員〉
	堀 井 巖	〈参議院議員、元外務副大臣〉
	吉 川 洋	〈東京大学名誉教授、財務省財務総合政策研究所名誉所長〉
監 事	奥 田 齊	〈元野村総合研究所取締役副社長〉
	山 本 滋 彦	〈元野村證券取締役〉
評 議 員	河 村 潤 子	〈日本芸術文化振興会顧問、国立教育政策研究所名誉所員〉
	北 岡 伸 一	〈国際協力機構特別顧問、東京大学名誉教授〉
	杉 山 淳 二	〈元新生銀行取締役代表執行役会長〉
	鈴 木 俊 一	〈自由民主党総務会長、前財務大臣〉
	鈴 木 俊 彦	〈日本赤十字社副社長、元厚生労働事務次官〉
	羽 田 恵 子	〈元在北マケドニア大使、元在メルボルン総領事〉
顧 問	十 倉 雅 和	〈日本経済団体連合会会長、住友化学代表取締役会長〉
	綿 貫 民 輔	〈前アジア福祉教育財団理事長、元衆議院議長〉

愛47号(2024年2月発行)のお詫びと訂正

昨年発行いたしました広報誌「愛」47号において、表記に誤りがありました。つきましては、下記のように訂正をさせていただきますとともに、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

「愛」47号

43ページ「ご芳情とご支援」(誤) グラン・ジャポン株式会社 ⇒ (正) ルグラン・ジャポン株式会社

44ページ「役員等名簿」(誤) 堀井 巖(衆議院議員) ⇒ (正) 堀井 巖(参議院議員)

編集 後記

今号から、本誌「愛」は「別冊愛」との合冊版として、装いを新たにしてお届けします。

1975年に日本に初めてベトナムからボート・ピープルと呼ばれた難民が到着し、その後閣議了解によって日本の難民支援が開始されました。以来50年を経て、2024年12月には、補完的保護制度が創設され、紛争などから逃れた人々も適切な保護がなされるようになり、ウクライナ避難民を取り巻く環境も変化しました。

本誌では、今後も外国にルーツをもつ人々が、地域社会の構成員として活躍している様子をお届けしていきます。

最後にアンケートのお願いです。お読みいただいた感想やリクエストなどをお聞かせください。右記のQRコードよりアンケートにお答えいただけますと幸いです。



2025年2月 「愛」編集部

公益財団法人アジア福祉教育財団

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27



本部事務局
電話 03-3449-0222(代表)
<https://www.fweap.or.jp/>



RHQ関西支部
〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
JR神戸駅NK ビル11F
電話 078-361-1700(代表)

難民事業本部(RHQ)
電話 03-3449-7011(代表)
<https://www.rhq.gr.jp/>



RHQ支援センター
〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 03-5292-2144(代表)

愛

2025.2. 第48号

発行日 2025年2月26日
発行所 公益財団法人アジア福祉教育財団
東京都港区南麻布5丁目1番27号
電話 03-3449-0222(代表)
発行人 宇野 雅憲



たから 宝くじは、 みんなの暮らしに やくだ 役立っています。



リスザル展示施設



宝くじ桜



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



いちりんしゃ
一輪車



救急普及啓発広報車

たから 宝くじは、
としょかん 図書館や動物園、
がっこう 学校や公園の整備をはじめ、
さいがい 災害に強い街づくりまで、
みんなの暮らしに役立っています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

